

業務統計

1 概況(過去5年間の推移)	90
(1) 承諾状況	90
A. 金融目的別出融資保証承諾状況	90
B. 地域別出融資保証承諾状況	90
(2) 実行状況	91
(3) 回収状況	91
(4) 残高状況	91
2 承諾	92
(1) 日本の船舶・プラント輸出等に対する融資承諾状況	92
(2) エネルギー・鉱物資源の確保等に対する融資承諾状況	92
(3) 日本企業の海外投資(資源関連除く)に対する融資承諾状況	93
(4) 中堅・中小企業の海外投資事業に対する融資承諾状況	93
(5) 保証の種類別承諾状況	93
(6) 地域別承諾状況	94
A. 輸出金融の地域別融資承諾状況	94
B. 輸入金融の地域別融資承諾状況	94
C. 投資金融の地域別融資承諾状況	94
D. 事業開発等金融の地域別融資承諾状況	95
E. 保証の地域別承諾状況	95
F. 出資の地域別承諾状況	95
(7) 国・地域別出融資承諾状況	96
3 残高	99
(1) 金融目的別出融資保証残高状況	99
(2) 保証種類別残高状況	99
(3) 国・地域別出融資残高状況	100
4 その他	102
(1) バイヤーズクレジット・バンクローン主要案件一覧(2015年度)	102
(2) 事業開発等金融案件一覧(2015年度)	102
(3) パリクラブ合意に基づく債務救済措置にかかる契約締結状況(2015年度)	102
5 標準的な融資条件	103
6 地域分類内訳国・地域等について	104

(1) 承諾状況

A. 金融目的別出融資保証承諾状況

(単位: 億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)			2013年度 (平成25年度)			2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
①融資 輸出	40	2,079	13	40	1,266	3	33	1,262	6	49	4,064	13	22	1,410	6
船舶	20	626	4	15	230	1	15	347	2	24	243	1	9	336	1
プラント	20	1,453	9	25	1,036	2	18	915	4	24	3,818	12	13	1,073	4
技術提供	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	0	—	—	—
輸入	3	1,726	11	4	3,043	7	5	562	3	—	—	—	1	2,523	11
資源	3	1,726	11	4	3,043	7	5	562	3	—	—	—	1	2,523	11
投資	84	9,620	60	157	31,385	74	167	16,710	76	197	24,510	75	260	18,581	78
資源	26	6,079	38	39	17,842	42	18	5,947	27	20	10,591	33	11	2,369	10
一般	58	3,540	22	118	13,543	32	149	10,762	49	177	13,919	43	249	16,211	68
事業開発等金融	3	232	1	10	2,105	5	7	460	2	5	467	1	4	248	1
ブリッジローン	—	—	—	2	832	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	130	13,657	86	213	38,633	91	212	18,996	86	251	29,042	89	287	22,763	95
②保証	15	2,285	14	21	3,032	7	20	2,091	9	15	3,123	10	7	1,066	4
③出資	1	15	0	8	743	2	7	974	4	5	328	1	4	143	1
合計	146	15,959	100	242	42,409	100	239	22,061	100	271	32,493	100	298	23,974	100

B. 地域別出融資保証承諾状況

(単位: 億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)			2013年度 (平成25年度)			2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	65	2,699	17	86	5,136	12	108	4,727	21	162	6,105	19	150	3,329	14
大洋州	12	1,704	11	17	10,057	24	12	2,929	13	6	1,738	5	2	69	0
ヨーロッパ	15	2,166	14	33	6,606	16	21	3,503	16	17	2,288	7	57	5,983	25
中東	8	2,324	15	12	3,059	7	9	1,048	5	14	4,936	15	9	4,276	18
アフリカ	3	33	0	7	843	2	5	811	4	7	1,956	6	2	149	1
北米	11	1,136	7	35	7,108	17	43	6,540	30	45	13,893	43	38	4,936	21
中南米	26	4,155	26	43	8,055	19	36	2,091	9	18	1,361	4	37	5,073	21
国際機関等	3	123	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	3	1,615	10	9	1,542	4	5	408	2	2	212	1	3	155	1
合計	146	15,959	100	242	42,409	100	239	22,061	100	271	32,493	100	298	23,974	100

(2) 実行状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資										
輸出	739	5	1,431	5	1,125	4	1,120	4	1,488	7
輸入	2,122	15	1,627	6	2,345	9	218	1	276	1
投資	7,007	50	21,446	75	19,280	73	20,494	79	18,403	82
事業開発等金融	1,032	7	522	2	885	3	643	2	445	2
ブリッジローン	—	—	797	3	—	—	—	—	—	—
小計	10,902	77	25,825	90	23,636	90	22,476	87	20,613	92
②保証	3,108	22	2,706	9	1,787	7	3,032	12	1,343	6
③出資	73	1	172	1	854	3	309	1	424	2
合計	14,084	100	28,704	100	26,278	100	25,818	100	22,382	100

(3) 回収状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資										
輸出	1,253	8	1,124	7	1,063	8	1,048	4	955	4
輸入	2,524	15	1,474	10	1,701	13	1,384	6	1,543	6
投資	7,117	43	7,071	46	6,681	50	17,956	73	17,607	72
事業開発等金融	1,924	12	1,616	11	1,735	13	1,582	6	1,517	6
ブリッジローン	—	—	797	5	—	—	—	—	—	—
政府ベース借款	31	0	29	0	29	0	26	0	25	0
小計	12,852	78	12,113	79	11,211	84	21,998	90	21,649	89
②保証	3,626	22	3,181	21	2,049	15	2,382	10	2,055	8
③出資	61	0	30	0	50	0	124	1	645	3
合計	16,539	100	15,324	100	13,311	100	24,506	100	24,350	100

(注) 2014年度および2015年度における繰上償還額(翌年以降に原償還期日が予定されていたもののうち当該年度中に償還された額)は、おのおの2,470億円および3,851億円です。

(4) 残高状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資										
輸出	6,429	6	7,103	5	7,406	5	8,124	5	8,447	5
輸入	5,844	6	6,302	5	7,316	5	6,616	4	5,257	3
投資	57,629	55	81,659	62	101,839	67	119,705	69	113,420	70
事業開発等金融	10,863	10	10,358	8	9,988	7	9,888	6	9,018	6
政府ベース借款	456	0	426	0	397	0	371	0	346	0
小計	81,223	77	105,851	81	126,949	83	144,706	84	136,490	84
②保証	23,783	22	24,006	18	24,226	16	25,723	15	24,647	15
③出資	703	1	1,001	1	1,870	1	2,223	1	1,949	1
合計	105,710	100	130,860	100	153,046	100	172,653	100	163,086	100

2 承諾

(1) 日本の船舶・プラント輸出等に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成 26 年度)			2015年度 (平成 27 年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
船舶	24	243	6	9	336	24
電気機械	8	1,029	25	6	457	32
通信機械	1	44	1	1	73	5
その他の産業機械	14	2,722	67	6	543	38
土木建設機械	1	30	1	5	127	9
化学設備	3	1,225	30	1	415	29
石油・ガス設備	5	1,434	35	—	—	—
鉄・非鉄製造設備	4	16	0	—	—	—
その他	1	15	0	—	—	—
技術提供	1	2	0	—	—	—
その他	1	21	1	—	—	—
合計	49	4,064	100	22	1,410	100

(2) エネルギー・鉱物資源の確保等に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成 26 年度)			2015年度 (平成 27 年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
エネルギー資源	16	9,927	94	11	4,865	99
石油	6	1,558	15	3	3,327	68
天然ガス	10	8,369	79	8	1,537	31
その他の資源	4	663	6	—	—	—
鉄鉱石	1	264	2	—	—	—
銅・銅鉱石	1	397	4	—	—	—
木材・木材チップ・パルプ	2	1	0	—	—	—
その他	—	—	—	1	27	1
合計	20	10,591	100	12	4,892	100

(3) 日本企業の海外投資（資源関連除く）に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	101	3,723	27	124	608	4
食料	5	6	0	1	0	0
繊維	3	40	0	6	37	0
木材・パルプ	—	—	—	2	2	0
化学	4	593	4	4	17	0
石油・石炭	2	2,380	17	—	—	—
窯業・土石	—	—	—	1	2	0
鉄・非鉄・金属製品	24	255	2	29	277	2
機械	1	2	0	—	—	—
電気機械	2	1	0	3	10	0
輸送用機械	42	390	3	47	213	1
その他の製造業	18	51	0	31	46	0
建設業	—	—	—	1	1	0
電気・ガス・熱供給・水道業	7	1,648	12	2	1,825	11
情報通信業	—	—	—	1	71	0
運輸業、郵便業	1	1,479	11	1	10	0
商業	2	5	0	2	5	0
サービス業	2	30	0	—	—	—
その他 ^(注)	64	7,032	51	118	13,688	84
合計	177	13,919	100	249	16,211	100

(注)「その他」には、日本の民間金融機関向けナタワー・ステップ・ローンが含まれており、自動車・同部品、電気・電子、機械・金属、化学、卸売・小売といった多様な製造業やサービス業を含む日本企業の海外事業を支援しています。

(4) 中堅・中小企業の海外投資事業に対する融資承諾状況

(単位：億円)

	2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)	
	件数	金額	件数	金額
中堅企業および中小企業者向け融資	109	1,117	133	429

(注1) 中堅・中小企業の海外投資事業への融資に際しては、貸付利率等の融資条件の優遇措置を設けています。

(注2) 本表において、中小企業者とは、原則として資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下の企業および個人、中堅企業とは、資本金10億円未満の企業（ただし中小企業者以外）を指します。

(5) 保証の種類別承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
サムライ債保証	3	1,700	54	1	550	52
航空機輸入保証	6	885	28	3	383	36
その他	6	537	17	3	133	13
合計	15	3,123	100	7	1,066	100

(6) 地域別承諾状況

A. 輸出金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成 26 年度)			2015年度 (平成 27 年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	37	3,422	84	9	893	63
東アジア	16	155	4	1	2	0
東南アジア	7	760	19	6	290	21
南アジア	8	453	11	1	185	13
中央アジア・コーカサス	6	2,051	50	1	415	29
ヨーロッパ	3	37	1	5	156	11
中東欧・ロシア	1	13	0	—	—	—
西ヨーロッパ	2	23	1	5	156	11
中東	2	329	8	4	60	4
アフリカ	2	224	6	2	149	11
サハラ以北	1	15	0	—	—	—
サハラ以南	1	208	5	2	149	11
中南米	5	51	1	2	151	11
合計	49	4,064	100	22	1,410	100

B. 輸入金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成 26 年度)			2015年度 (平成 27 年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
中東	—	—	—	1	2,523	100
合計	—	—	—	1	2,523	100

C. 投資金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成 26 年度)			2015年度 (平成 27 年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	121	2,348	10	135	1,667	9
東アジア	19	284	1	15	110	1
東南アジア	91	1,821	7	114	1,532	8
南アジア	11	242	1	6	24	0
大洋州	6	1,738	7	2	69	0
ヨーロッパ	14	2,250	9	52	5,827	31
中東欧・ロシア	—	—	—	1	503	3
西ヨーロッパ	14	2,250	9	51	5,323	29
中東	7	3,268	13	4	1,692	9
アフリカ	2	950	4	—	—	—
サハラ以北	2	950	4	—	—	—
北米	38	12,910	53	35	4,553	25
中南米	9	1,044	4	31	4,699	25
その他	—	—	—	1	71	0
合計	197	24,510	100	260	18,581	100

D. 事業開発等金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	—	—	—	2	131	53
東南アジア	—	—	—	2	131	53
中東	2	178	38	—	—	—
アフリカ	1	148	32	—	—	—
サハラ以南	1	148	32	—	—	—
中南米	2	140	30	2	117	47
合計	5	467	100	4	248	100

E. 保証の地域別承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	2	316	10	2	577	54
東アジア	—	—	—	1	27	3
東南アジア	1	116	4	1	550	52
南アジア	1	200	6	—	—	—
中東	3	1,160	37	—	—	—
アフリカ	2	633	20	—	—	—
サハラ以北	1	500	16	—	—	—
サハラ以南	1	133	4	—	—	—
北米	6	885	28	3	383	36
中南米	2	126	4	2	105	10
合計	15	3,123	100	7	1,066	100

F. 出資の地域別承諾状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	2	18	6	2	59	42
東アジア	—	—	—	1	59	41
東南アジア	1	7	2	1	0	0
南アジア	1	11	3	—	—	—
北米	1	97	30	—	—	—
その他	2	212	65	2	83	58
合計	5	328	100	4	143	100

(7) 国・地域別出融資承諾状況

(単位：億円)

地域 / 相手国等			2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		累計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
アジア	東アジア	中国	13	256	12	40	1,550	39,011
		香港	21	181	2	10	295	3,181
		韓国					699	12,854
		モンゴル			1	2	2	44
		その他	1	2	2	119	1,029	5,164
		小計	35	439	17	172	3,575	60,256
	東南アジア	ブルネイ					4	451
		カンボジア			2	2	2	2
		インドネシア	28	1,379	38	534	1,553	57,141
		ラオス	4	241	1	2	5	243
		マレーシア	3	17	1	2	598	13,179
		ミャンマー	1	7	3	406	60	1,858
		フィリピン	3	11	5	8	821	17,553
		シンガポール	4	44	10	769	481	8,567
		タイ	31	150	40	182	2,542	27,590
		ベトナム	25	736	23	45	178	4,706
		その他					36	2,139
		小計	99	2,589	123	1,954	6,280	133,434
	南アジア	バングラデシュ			1	185	8	415
		インド	18	677	6	24	856	12,916
		パキスタン					290	2,983
		スリランカ	2	30			61	679
		その他					17	36
		小計	20	707	7	210	1,232	17,031
	中央アジア・コーカサス	カザフスタン					25	3,018
		トルクメニスタン	5	2,007			13	2,849
		ウズベキスタン	1	44	1	415	14	1,066
		その他					8	1,950
		小計	6	2,051	1	415	60	8,884
		計	160	5,788	148	2,751	11,147	219,606
大洋州		オーストラリア (豪州)	4	1,381	2	69	871	32,041
		ニュージーランド	2	356			147	1,768
		パプアニューギニア					56	2,672
		その他					52	270
		計	6	1,738	2	69	1,126	36,752

(単位：億円)

地域/相手国等			2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		累計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
ヨーロッパ 中東欧・ロシア	ベラルーシ						3	56
	ブルガリア						117	1,344
	モルドバ						1	53
	ルーマニア						142	952
	ロシア	1	13		1	503	118	16,023
	ウクライナ						11	413
	その他						879	21,349
	小計	1	13		1	503	1,271	40,192
西ヨーロッパ	キプロス						18	174
	デンマーク						57	789
	フィンランド				7	70	22	242
	フランス				1	6	310	6,423
	ドイツ	7	131		11	900	283	3,675
	イギリス(英国)	3	1,787		16	2,831	543	20,185
	アイスランド				1	41	5	82
	アイルランド	6	355		1	3	47	3,386
	イタリア				3	81	48	1,743
	ルクセンブルク				5	856	9	1,205
	マルタ						3	119
	オランダ				5	415	100	4,380
	ノルウェー						248	4,562
	ポルトガル						46	375
	スペイン				5	233	66	1,290
	スウェーデン						58	1,448
	マン島						5	59
	スイス				1	38	86	1,050
	その他						607	6,577
	小計	16	2,274		56	5,479	2,561	57,774
	計	17	2,288		57	5,983	3,832	97,966
中東	バーレーン						6	1,104
	イラン						199	10,268
	イラク						21	2,199
	ヨルダン	1	92				29	891
	クウェート						23	2,039
	オマーン						28	2,964
	カタール				1	1,524	37	8,911
	サウジアラビア	3	2,958		1	27	81	10,018
	トルコ	7	725		5	70	194	7,006
	アラブ首長国連邦				2	2,654	68	17,267
	イエメン						11	358
	その他						106	2,120
	計	11	3,776		9	4,276	803	65,150

(単位：億円)

地域／相手国等			2014年度 (平成 26年度)		2015年度 (平成 27年度)		累計		
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額	
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア					345	9,718	
		エジプト					183	2,405	
		モロッコ	3	965			10	1,450	
		その他					22	1,081	
		小計	3	965			560	14,655	
		サハラ以南	アンゴラ			1	73	30	1,008
	赤道ギニア						2	171	
	ガボン						20	335	
	ケニア						30	193	
	リベリア						1,202	14,750	
	マダガスカル						9	1,025	
	モザンビーク						17	253	
	ニジェール						117	1,051	
	ナイジェリア						51	2,665	
	セーシェル						2	12	
	南アフリカ		1	148			115	3,285	
	タンザニア		1	208			21	322	
	ウガンダ				1	75	7	87	
	その他						183	1,624	
	小計		2	357	2	149	1,806	26,788	
	計		5	1,323	2	149	2,366	41,444	
	北米		カナダ	2	506			327	7,632
			アメリカ (米国)	37	12,501	35	4,553	2,663	82,620
		計	39	13,008	35	4,553	2,990	90,252	
	中南米	アルゼンチン					272	5,640	
		バハマ			1	150	22	677	
		ボリビア					32	659	
		ブラジル	2	664	12	675	1,955	32,653	
		英領バージン諸島			1	3,336	4	3,450	
ケイマン諸島						5	973		
チリ				1	3	160	13,346		
コロンビア						122	2,762		
エクアドル						32	791		
エルサルバドル						35	150		
ジャマイカ						2	35		
パナマ		2	19			288	4,188		
パラグアイ		1	23			16	128		
ペルー		1	397			113	4,875		
トリニダード・トバゴ				1	577	8	839		
メキシコ		10	130	19	224	836	22,319		
ベネズエラ・ボリバル						81	6,618		
その他						181	2,120		
計		16	1,235	35	4,968	4,164	102,231		
国際機関等		計				56	12,080		
その他 (注)		計	2	212	3	155	111	19,519	
総合計			256	29,370	291	22,907	26,595	685,005	

(注) その他：日本の民間金融機関向けツリー・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

(1) 金融目的別出融資保証残高状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成 26 年度)		2015年度 (平成 27 年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
①融資				
輸出	8,124	5	8,447	5
船舶	1,529	1	1,579	1
プラント	6,594	4	6,865	4
技術提供	1	0	2	0
輸入	6,616	4	5,257	3
資源	6,547	4	5,215	3
製品・技術	68	0	41	0
投資	119,705	69	113,420	70
資源	58,373	34	53,536	33
一般	61,331	36	59,884	37
事業開発等金融	9,888	6	9,018	6
政府ベース借款	371	0	346	0
小計	144,706	84	136,490	84
②保証	25,723	15	24,647	15
③出資	2,223	1	1,949	1
合計	172,653	100	163,086	100

(2) 保証種類別残高状況

(単位：億円、%)

	2014年度 (平成 26 年度)		2015年度 (平成 27 年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
サムライ債保証	13,689	53	14,239	58
航空機輸入保証	4,652	18	4,282	17
その他	7,381	29	6,125	25
合計	25,723	100	24,647	100

(3) 国・地域別出融資残高状況

(2016年3月31日現在 単位：億円)

地域／相手国等		件数	残高	
アジア	東アジア	中国	106	1,125
		香港	19	146
		韓国	9	219
		モンゴル	1	2
		その他	8	476
		小計	143	1,969
		東南アジア	ブルネイ	1
	カンボジア		2	1
	インドネシア		144	6,467
	ラオス		5	147
	マレーシア		20	656
	ミャンマー		2	378
	フィリピン		19	2,373
	シンガポール		33	1,711
	タイ		124	1,823
	ベトナム		82	2,140
	小計		432	15,846
	南アジア	インド	91	2,223
		パキスタン	3	556
		スリランカ	4	38
		小計	98	2,818
	中央アジア・コーカサス	カザフスタン	10	1,940
		トルクメニスタン	7	423
		小計	17	2,363
		計	690	22,998
大洋州	オーストラリア	70	18,049	
	ニュージーランド	4	344	
	パプアニューギニア	6	2,782	
	計	80	21,176	
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	ブルガリア	5	86
		セルビア	2	29
		モルドバ	1	9
		ルーマニア	1	1
		ロシア	24	4,363
		小計	33	4,490
	西ヨーロッパ	キプロス	4	57
		デンマーク	1	153
		フランス	5	1,633
		ドイツ	28	1,223
		イギリス	31	4,790
		アイルランド	9	3,398
		イタリア	4	831
		ルクセンブルク	8	1,073
		マルタ	3	161
		オランダ	6	1,033
		ノルウェー	2	74
		スペイン	6	542
		スウェーデン	4	593
		マン島	5	65
		スイス	5	507
		小計	121	16,141
		計	154	20,632

(2016年3月31日現在 単位：億円)

地域／相手国等		件数	残高		
中東		バーレーン	1	464	
		イラン	8	583	
		イラク	1	134	
		ヨルダン	2	125	
		クウェート	1	628	
		オマーン	10	1,467	
		カタール	5	3,589	
		サウジアラビア	10	4,962	
		トルコ	30	648	
		アラブ首長国連邦	6	4,588	
		イエメン	2	151	
		計	76	17,342	
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア	6	193	
		エジプト	2	569	
		モロッコ	3	308	
		小計	11	1,071	
	サハラ以南	アンゴラ	5	586	
		赤道ギニア	2	57	
		ガボン	2	3	
		ケニア	2	2	
		リベリア	1	17	
		マダガスカル	2	871	
		ニジェール	6	11	
		ナイジェリア	2	169	
		セーシェル	3	5	
		南アフリカ	9	412	
		ウガンダ	1	0	
		小計	35	2,138	
		計	46	3,209	
		北米	カナダ	12	2,685
			アメリカ	131	20,603
			計	143	23,289
中南米	アルゼンチン	2	1,353		
	バハマ	6	270		
	ボリビア	2	193		
	ブラジル	53	6,368		
	ケイマン諸島	1	259		
	チリ	23	8,773		
	コロンビア	2	560		
	エクアドル	6	2		
	パナマ	14	684		
	パラグアイ	1	22		
	ペルー	6	680		
	メキシコ	65	2,431		
	ベネズエラ・ボリバル	6	2,453		
	計	187	24,055		
国際機関等	計	3	410		
その他 ^(注)	計	35	5,324		
総合計		1,414	138,439		

(注) その他：日本の民間金融機関向けツリー・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

4 その他

(1) バイヤーズクレジット・バンクローン主要案件一覧 (2015年度)

国名	案件概要	相手方	承諾額
ウガンダ	道路建設・整備用建設機械等の輸出	ウガンダ共和国	75億円
ウズベキスタン	アンモニア／尿素製造プラント新設事業に必要な機器および役務の輸出	アサカバンク	41,544百万円
バングラデシュ	ガス複合火力発電所建設事業に必要な機器および役務の輸出	バングラデシュ電源開発公社	185億円
インドネシア	超々臨界圧石炭火力発電所拡張事業に必要な機器および役務の輸出	インドネシア国営電力会社	98億円
インドネシア	超々臨界圧石炭火力発電所拡張事業に必要な機器および役務の輸出	インドネシア国営電力会社	107百万米ドル
アンゴラ	光海底ケーブル敷設事業に必要な機器および役務の輸出	アンゴラ開発銀行	65.8百万米ドル

(注) バイヤーズクレジット、バンクローンは、外国の輸入者または金融機関に対して、日本からの設備等の輸入、技術の受入れに必要な資金を直接融資します。融資先が輸入者の場合をバイヤーズクレジット、金融機関の場合をバンクローンと呼びます。

(2) 事業開発等金融案件一覧 (2015年度)

国名	案件概要	相手方	本行承諾額
ブラジル	再生可能エネルギー事業	ブラジル国立経済社会開発銀行	50百万米ドル ^(注)
メキシコ	再生可能エネルギーおよびエネルギー効率化事業	メキシコ外国貿易銀行	50百万米ドル ^(注)
インドネシア	サムライ債の一部取得	インドネシア共和国政府	—
インドネシア	サムライ債の一部取得	インドネシア共和国政府	—

(注) 金額は、本行の融資承諾額。なお、これとは別に、民間金融機関分に対してはJBICが保証を供与しています。

(3) パリクラブ合意に基づく債務救済措置にかかる契約締結状況 (2015年度)

国名	パリクラブ合意日	債務救済措置にかかる契約締結日	対象債権額
アルゼンチン	2014.5.29	2015.9.16	153,523百万円

(注) パリクラブとは、債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合のことをいいます。1956年にアルゼンチンの債務問題について開催されたのを初回として、以後フランス経済財政産業省(パリ)が事務局となり、パリで開催されることから、パリクラブと呼ばれるようになりました。本表では、このパリクラブにおける政府間の合意に基づいて、2015年度にJBICが締結した債務救済措置にかかる契約を記載しています。

2016 年度における標準的な融資条件は以下のとおりです。貸付金利は財政融資資金貸付金利等に連動しているため、金融情勢の変化等により変更されますので、ご留意ください。また、具体的な融資条件につきましては、各相談窓口にてご確認ください。^(注1)

1 — 標準的な貸付利率

(2016年8月15日現在)

金融種類	標準的な貸付利率 ^(注2)	JBICの融資割合
輸出金融	■ 融資承諾時金利固定 (円CIRR) ^{(注3)(注8)} ● 0.66% (償還期間 5年以下) ● 0.66% (償還期間 5年超8.5年以下) ● 0.63% (償還期間 8.5年超) ■ 輸出契約成約前における金利固定 ^{(注3)(注8)} ● 上記金利に0.2% 上乗せ	6割限度
輸入・投資・事業開発等 (資源・国際競争力) ^(注1)	■ 円貨 ^(注4) ● 0.425%^{(注6)(注7)} ■ 外貨 ^(注5) ● LIBOR + 0.500%^{(注6)(注7)}	6割限度 ^(注9)

(注1) 中堅・中小企業に該当する場合は、貸付利率等の融資条件において別途優遇条件がございます。

(注2) 担保・保証、融資のスキーム等に応じ、プレミアムが付加されます。

(注3) JBICの金利と協調融資金融機関の金利を合成したものです。

(注4) 輸入・投資金融の円貨貸付の利率は、貸付・据置期間および償還形態に応じて設定します(ただし、下限金利は現状0.10%)。本表記載の貸付利率は「10年(3年据置後7年均等半年賦)」の場合の例示ですので、その他の貸付・据置期間の場合の貸付利率につきましては、融資相談窓口にお問い合わせください。

(注5) 外貨貸付の利率は、米ドルLIBOR(6カ月)をベースにしています。米ドル以外の外貨貸付については、融資相談窓口にお問い合わせください。

(注6) 我が国にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進への貢献、我が国の産業の国際競争力の維持および向上への貢献など政策上の意義に応じて、特別金利を適用します。

(注7) 円貨・外貨とも、お客さまの信用力、担保・保証および融資のスキーム等を考慮のうえ、リスクに見合ったプレミアムが付加されます。また、金融市場の実勢を踏まえ、必要な調整をすることがあります。

(注8) OECD公的輸出信用アレンジメントに基づくOECDプレミアムが付加されます。

(注9) 資源分野(輸入・投資)の海外向け貸付は7割上限です。

2 — 融資期間

融資期間はプロジェクトのキャッシュ・フロー等を参考にしながら、個別に決定させていただきます。

3 — 担保・保証

担保・保証等については、ご相談のうえ、決定させていただきます。

本年次報告書の表記および内訳の国・地域は以下のとおりです。

(2016年7月1日時点)

地域名等		当該地域に含まれる国等
アジア	東アジア	中国、香港、北朝鮮、韓国、マカオ、モンゴル、台湾
	東南アジア	ブルネイ、カンボジア、東ティモール、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
	南アジア	アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ
	中央アジア・コーカサス	アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
大洋州		オーストラリア(豪州)、クック諸島、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニューカレドニア、ニュージーランド、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、ニウエ
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マケドニア、セルビア、モンテネグロ、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、コンボ
	西ヨーロッパ	アンドラ、オーストリア、ベルギー、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス(英国)、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、スイス、バチカン、ガーンジー、ジャージー
中東		バーレーン、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、西岸・ガザ(パレスチナ自治区)、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦、イエメン
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジア
	サハラ以南	アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、エリトリア、南スーダン
北米		カナダ、アメリカ(米国)
中南米		アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ島、ボリビア、ブラジル、英領バージン諸島、ケイマン諸島、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、プエルトリコ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、メキシコ、米領バージン諸島、ウルグアイ、ベネズエラ・ボリバル、キュラサオ島
国際機関等		国際通貨基金(IMF)、国際復興開発銀行(世界銀行)、国際金融公社(IFC)、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行(IDB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、中米経済統合銀行(BCIE)、アンデス開発公社(CAF)、東アフリカ開発銀行(EADB)、東・南アフリカ貿易開発銀行(PTA銀行)、アフリカ輸出入銀行(Afreximbank)、イスラム開発銀行(IsDB)、欧州投資銀行(EIB)、カリブ開発銀行(CDB)等
その他		日本の民間金融機関向けツリー・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

財務状況

1 財務諸表	106
貸借対照表	106
損益計算書	107
株主資本等変動計算書	108
キャッシュ・フロー計算書	110
注記事項	111
附属明細表	130
2 負債および純資産の部の構成	132
3 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	132
4 営業経費の内訳	133
5 余資運用にかかる預け金・買現先勘定・有価証券残高	133
6 オフバランス取引情報	134
7 総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価	135
8 従業員1人当たりの貸出金残高	135
9 貸出金業種別内訳残高	135
10 貸出金償却額	136
11 主な外貨建資産残高	136
12 事務経費率	137
13 貸出金／借入金・社債の残存期間別一覧表	137
14 資産内容に関する情報	138
(参考) 国際財務報告基準に準拠した財務諸表	140

1. 財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」（平成 24 年財務省令第 15 号）に準拠しております。

2. 監査証明について

当行は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

3. 連結財務諸表について

当行は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

貸借対照表

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)		前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	850,496	1,220,187	借入金	9,425,316	9,438,450
現金	0	0	借入金	9,425,316	9,438,450
預け金	850,496	1,220,187	社債	※7 3,049,490	※7 2,668,558
有価証券	※1 261,786	※1 236,602	その他負債	949,227	528,890
その他の証券	261,786	236,602	未払費用	27,645	31,815
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6 14,432,949	※2, ※3, ※4, ※5, ※6 13,540,661	前受収益	63,934	57,888
証書貸付	14,432,949	13,540,661	金融派生商品	833,744	375,363
その他資産	430,297	256,188	金融商品等受入担保金	12,750	63,380
前払費用	520	521	リース債務	31	16
未収収益	45,331	49,807	その他の負債	11,121	426
金融派生商品	18,913	43,357	賞与引当金	500	516
金融商品等差入担保金	365,250	162,230	役員賞与引当金	6	6
その他の資産	282	273	退職給付引当金	6,395	7,090
有形固定資産	※8 28,295	※8 27,804	役員退職慰労引当金	30	39
建物	3,040	2,882	支払承諾	2,572,328	2,464,703
土地	24,664	24,427	負債の部合計	16,003,296	15,108,255
リース資産	22	13	(純資産の部)		
建設仮勘定	—	34	資本金	1,391,000	1,391,000
その他の有形固定資産	567	446	利益剰余金	993,053	972,140
無形固定資産	3,154	2,737	利益準備金	865,683	929,368
ソフトウェア	3,154	2,737	その他利益剰余金	127,369	42,772
支払承諾見返	2,572,328	2,464,703	繰越利益剰余金	127,369	42,772
貸倒引当金	△ 115,492	△ 168,262	株主資本合計	2,384,053	2,363,140
			その他有価証券評価差額金	12,786	4,303
			繰延ヘッジ損益	63,681	104,923
			評価・換算差額等合計	76,467	109,226
			純資産の部合計	2,460,520	2,472,367
資産の部合計	18,463,816	17,580,622	負債及び純資産の部合計	18,463,816	17,580,622

■ 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
経常収益	257,252	240,005
資金運用収益	192,973	213,806
貸出金利息	166,130	196,859
有価証券利息配当金	2,030	2,682
買現先利息	59	7
預け金利息	1,479	2,787
金利スワップ受入利息	23,116	11,250
その他の受入利息	156	219
役務取引等収益	35,901	22,091
その他の役務収益	35,901	22,091
その他業務収益	4,100	141
外国為替売買益	3,856	117
その他の業務収益	244	23
その他経常収益	24,276	3,965
貸倒引当金戻入益	13,392	—
償却債権取立益	101	0
株式等売却益	0	1,890
組合出資に係る持分損益	※1 10,633	※1 1,914
その他の経常収益	148	160
経常費用	136,755	197,276
資金調達費用	116,076	123,779
借入金利息	50,488	57,339
社債利息	65,567	66,429
その他の支払利息	20	10
役務取引等費用	2,088	1,653
その他の役務費用	2,088	1,653
その他業務費用	1,585	1,310
社債発行費償却	659	729
金融派生商品費用	520	145
その他の業務費用	405	434
営業経費	17,004	17,631
その他経常費用	—	52,901
貸倒引当金繰入額	—	52,770
株式等売却損	—	130
経常利益	120,496	42,728
特別利益	5,707	43
固定資産処分益	9	43
厚生年金基金代行返上益	5,698	—
特別損失	16	—
固定資産処分損	16	—
当期純利益	126,187	42,772

■ 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,360,000	820,000	91,366	911,366	2,271,366
会計方針の変更による累積的影響額			1,182	1,182	1,182
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,360,000	820,000	92,549	912,549	2,272,549
当期変動額					
新株の発行	31,000				31,000
準備金繰入		45,683	△ 45,683	—	—
国庫納付			△ 45,683	△ 45,683	△ 45,683
当期純利益			126,187	126,187	126,187
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	31,000	45,683	34,820	80,504	111,504
当期末残高	1,391,000	865,683	127,369	993,053	2,384,053

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,472	64,472	69,945	2,341,312
会計方針の変更による累積的影響額				1,182
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,472	64,472	69,945	2,342,494
当期変動額				
新株の発行				31,000
準備金繰入				—
国庫納付				△ 45,683
当期純利益				126,187
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,313	△ 791	6,521	6,521
当期変動額合計	7,313	△ 791	6,521	118,026
当期末残高	12,786	63,681	76,467	2,460,520

当事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,391,000	865,683	127,369	993,053	2,384,053
当期変動額					
準備金繰入		63,684	△ 63,684	—	—
国庫納付			△ 63,684	△ 63,684	△ 63,684
当期純利益			42,772	42,772	42,772
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	63,684	△ 84,597	△ 20,912	△ 20,912
当期末残高	1,391,000	929,368	42,772	972,140	2,363,140

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	12,786	63,681	76,467	2,460,520
当期変動額				
準備金繰入				—
国庫納付				△ 63,684
当期純利益				42,772
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 8,482	41,242	32,759	32,759
当期変動額合計	△ 8,482	41,242	32,759	11,846
当期末残高	4,303	104,923	109,226	2,472,367

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	126,187	42,772
減価償却費	1,356	1,302
貸倒引当金の増減(△)	△ 13,392	52,770
賞与引当金の増減額(△は減少)	17	15
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	0	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 6,673	695
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	9	8
資金運用収益	△ 192,973	△ 213,806
資金調達費用	116,076	123,779
有価証券関係損益(△)	△ 10,633	△ 3,674
固定資産処分損益(△は益)	7	△ 43
貸出金の純増(△) 減	△ 1,777,548	892,288
借入金の純増減(△)	1,017,608	13,134
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△) 減	△ 129,022	305,251
買現先勘定の純増(△) 減	202,733	—
普通社債発行及び償還による増減(△)	336,800	△ 382,533
資金運用による収入	186,808	206,938
資金調達による支出	△ 116,172	△ 118,022
その他	291,148	△ 204,123
小計	32,337	716,752
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,337	716,752
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 30,927	△ 55,554
有価証券の売却による収入	12,472	67,401
有価証券の償還による収入	1,816	10,409
有形固定資産の取得による支出	△ 244	△ 183
有形固定資産の売却による収入	51	332
無形固定資産の取得による支出	△ 2,525	△ 516
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,356	21,888
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	31,000	—
リース債務の返済による支出	△ 12	△ 13
国庫納付の支払額	△ 45,683	△ 63,684
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,695	△ 63,698
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 1,715	674,942
現金及び現金同等物の期首残高	42,367	40,651
現金及び現金同等物の期末残高	*1 40,651	*1 715,594

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～35年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません（前事業年度末も、その金額はありません）。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日銀預け金であります。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
株式	2,061 百万円	2,061 百万円
出資金	83,251 百万円	82,439 百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	120,482 百万円	111,407 百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち 3 カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
3 カ月以上延滞債権額	35,945 百万円	44,719 百万円

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	73,770 百万円	98,714 百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
合計額	230,198 百万円	254,840 百万円

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸付未実行残高	3,126,981 百万円	2,884,178 百万円

※ 7. 株式会社国際協力銀行法第 34 条の規定により、当行の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
社債	3,049,490 百万円	2,668,558 百万円

※ 8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	1,140 百万円	1,507 百万円

9. 偶発債務

当行は、平成 24 年 4 月 1 日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券ついて、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 2 項の規定により、当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
710,000 百万円	450,000 百万円

10. 株式会社国際協力銀行法第 31 条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
組合出資に係る持分損益	13,405 百万円	436 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,360,000,000	31,000,000	—	1,391,000,000	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,360,000,000	31,000,000	—	1,391,000,000	(注)
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 31,000,000 千株

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,391,000,000	—	—	1,391,000,000	
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,391,000,000	—	—	1,391,000,000	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
現金預け金勘定	850,496 百万円	1,220,187 百万円
定期性預け金等	△ 809,845 百万円	△ 504,593 百万円
現金及び現金同等物	40,651 百万円	715,594 百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

動産であります。

(イ) 無形固定資産

該当ありません。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソブリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソブリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行の金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

□ 市場リスクの管理

当行は、ALM によって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置の上、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR 等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量（VaR）等を計測しており、当事業年度の当行における市場リスク量（VaR）の状況は以下のとおりとなっております。なお、従来は金利 VaR と為替 VaR の単純合算値を市場リスク量（VaR）としておりましたが、リスク量計測方法の精緻化に伴い、当事業年度より金利リスクと為替リスクの分散効果を考慮し計測した合算値を市場リスク量（VaR）としております。

a 市場リスク量（VaR）の状況（当事業年度末）

1,446 億円

b 市場リスク量（VaR）の計測手法

ヒストリカル法（信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年）

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間（「観測期間」）の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率（「信頼区間」）の下で、③一定期間（「保有期間」）経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	850,496	850,496	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	39,393	39,393	—
(3) 貸出金	14,432,949		
貸倒引当金 ^(※1)	△113,503		
	14,319,445	14,383,432	63,986
(4) 金融商品等差入担保金	365,250	365,250	—
資産計	15,574,586	15,638,572	63,986
(1) 借入金	9,425,316	9,502,290	76,974
(2) 社債	3,049,490	3,128,010	78,520
(3) 金融商品等受入担保金	12,750	12,750	—
負債計	12,487,556	12,643,050	155,494
デリバティブ取引 ^(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(814,830)	(814,830)	—
デリバティブ取引計	(814,830)	(814,830)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,220,187	1,220,187	—
(2) 有価証券 その他有価証券	41,697	41,697	—
(3) 貸出金 貸倒引当金 ^(※1)	13,540,661 △ 160,868		
	13,379,792	13,483,425	103,633
(4) 金融商品等差入担保金	162,230	162,230	—
資産計	14,803,907	14,907,541	103,633
(1) 借入金	9,438,450	9,536,939	98,488
(2) 社債	2,668,558	2,721,958	53,399
(3) 金融商品等受入担保金	63,380	63,380	—
負債計	12,170,388	12,322,277	151,888
デリバティブ取引 ^(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(332,006)	(332,006)	—
デリバティブ取引計	(332,006)	(332,006)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

その他有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フローティング・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から現在の貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (2) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
① 非上場株式 (子会社・関連会社) ^(※ 1)	2,061	2,061
② 非上場株式 (子会社・関連会社以外) ^(※ 1)	114,893	68,998
③ 組合出資金 (子会社・関連会社) ^(※ 2)	83,251	82,439
④ 組合出資金 (子会社・関連会社以外) ^(※ 2)	22,186	41,404
合計	222,392	194,904

(※ 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※ 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預け金 ^(※ 1)	850,496	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券	10,417	14,401	13,900	—	2	—
貸出金 ^(※ 2)	1,740,690	2,654,313	2,737,387	2,307,041	2,788,346	2,048,300
合計	2,601,604	2,668,715	2,751,287	2,307,041	2,788,349	2,048,300

(※ 1) 預け金のうち、要求払預金については、「1 年以内」に含めて開示しております。

(※ 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 156,869 百万円は含めておりません。

(※ 3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預け金 ^(※ 1)	1,220,187	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券	1,408	25,400	14,500	2	—	—
貸出金 ^(※ 2)	1,197,980	2,762,518	2,923,967	2,241,679	2,405,068	1,827,328
合計	2,419,576	2,787,918	2,938,467	2,241,682	2,405,068	1,827,328

(※ 1) 預け金のうち、要求払預金については、「1 年以内」に含めて開示しております。

(※ 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 182,118 百万円は含めておりません。

(※ 3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(注 4) 借入金、社債及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
借入金	1,075,048	1,773,123	5,647,744	138,800	790,600	—
社債	638,620	918,410	1,021,317	95,679	360,510	20,000
合計	1,713,669	2,691,533	6,669,061	234,479	1,151,110	20,000

(※ 1) 金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
借入金	681,156	5,129,598	2,487,995	430,800	708,900	—
社債	500,720	1,093,005	440,516	—	639,740	—
合計	1,181,876	6,222,603	2,928,511	430,800	1,348,640	—

(※ 1) 金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	38,582	36,881	1,701
	小計	38,582	36,881	1,701
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	243,560	243,561	△0
	小計	243,560	243,561	△0
合計		282,143	280,442	1,701

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	28,771	28,045	726
	小計	28,771	28,045	726
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	52,925	53,100	△174
	小計	52,925	53,100	△174
合計		81,697	81,145	552

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	62,577	1,890	130
合計	62,577	1,890	130

6. 保有目的を変更した有価証券

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

	金額 (百万円)
評価差額	12,786
その他有価証券 ^(*)	12,786
その他の金銭の信託	—
その他有価証券評価差額金	12,786

(*) 「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

	金額 (百万円)
評価差額	4,303
その他有価証券 ^(*)	4,303
その他の金銭の信託	—
その他有価証券評価差額金	4,303

(*)「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債			
	受取固定・支払変動		2,738,401	2,149,781	59,672
	受取変動・支払固定		618,553	612,141	△51,748
	受取変動・支払変動		28,098	15,374	17
合計			—	—	7,941

(注) 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債			
	受取固定・支払変動		2,413,837	1,963,117	71,551
	受取変動・支払固定		660,583	655,321	△68,132
	受取変動・支払変動		8,450	8,450	9
合計			—	—	3,428

(注) 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 借入金 社債	5,122,066	4,085,292	△822,773
	為替予約	貸出金			
	売建		1	—	0
	買建		178	—	1
合計			—	—	△822,772

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 借入金 社債	4,082,376	3,206,901	△ 335,430
	為替予約	貸出金			
	売建 買建		40 312	— —	0 △ 3
合計			—	—	△ 335,434

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、平成 26 年 10 月 1 日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

当行は、確定給付型の制度として、企業年金制度（平成 26 年 10 月 1 日に厚生年金基金制度から移行）及び退職一時金制度を設けております。当行の企業年金制度は複数事業主制度ですが、自社の拠出に対応する年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金又は一時金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、当行は、平成 26 年 10 月 1 日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。

なお、当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成 25 年 4 月 1 日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、平成 26 年 10 月 1 日に過去分返上の認可を受けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	19,483	13,327
会計方針の変更による累積的影響額	△ 1,202	—
会計方針の変更を反映した期首残高	18,281	—
勤務費用 ^(注)	433	458
利息費用	195	74
数理計算上の差異の発生額	985	1,008
退職給付の支払額	△ 631	△ 821
過去勤務費用の発生額	△ 271	—
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	△ 5,678	—
その他	13	—
退職給付債務の期末残高	13,327	14,046

(注) 厚生年金基金及び企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	5,231	6,932
会計方針の変更による累積的影響額	△ 19	—
会計方針の変更を反映した期首残高	5,211	—
期待運用収益	97	105
数理計算上の差異の発生額	373	17
事業主からの拠出額	1,576	117
退職給付の支払額	△ 340	△ 216
その他	13	—
年金資産の期末残高	6,932	6,956

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
積立型制度の退職給付債務	8,329	9,013
年金資産	△ 6,932	△ 6,956
	1,396	2,057
非積立型制度の退職給付債務	4,998	5,033
未積立退職給付債務	6,395	7,090
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,395	7,090
退職給付引当金	6,395	7,090
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,395	7,090

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
勤務費用 ^(注 1)	433	458
利息費用	195	74
期待運用収益	△ 97	△ 105
数理計算上の差異の費用処理額	631	991
過去勤務費用の費用処理額 ^(注 2)	△ 271	—
確定給付制度に係る退職給付費用	891	1,418
厚生年金基金に係る代行部分返上に伴う損益 ^(注 3)	△ 5,698	—

(注) 1. 厚生年金基金及び企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

2. 平成 26 年 10 月 1 日付で厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度へ移行したことにより、前事業年度において、過去勤務費用の費用処理額が△ 271 百万円発生しております。

3. 特別利益に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
債券	38%	39%
株式	13%	12%
生命保険会社一般勘定	8%	8%
現金及び預金	41%	41%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.70%	0.16%
長期期待運用収益率	2.50%	2.50%
予想昇給率	3.91%	3.91%

3. 確定拠出制度

当行は、平成26年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。確定拠出制度への要拠出額は前事業年度12百万円、当事業年度24百万円であります。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、出融資保証業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. サービスごとの情報

当行は、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

国内	豪州	アジア・大洋州(除豪州)	ヨーロッパ・中東・アフリカ	北米・中南米	合計
42,978	29,635	55,768	65,714	63,154	257,252

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. サービスごとの情報

当行は、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が損益計算書の経常収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

国内	豪州	アジア・大洋州 (除豪州)	ヨーロッパ・中東・アフリカ	北米・中南米	合計
42,283	27,456	54,737	59,768	55,760	240,005

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の 10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
関連会社に対する投資の金額	83,251	82,439
持分法を適用した場合の投資の金額	83,251	82,439
	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	—	—

(注) 当行の関連会社のうち、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社については除外しております。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当行は、開示対象特別目的会社を有していません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	—	政策金融 行政	被所有 直接 100	資金の 借入等	増資の引受 (注1)	31,000	—	—
							資金の受入 (注2)	1,512,991		
							借入金の返済	1,321,639	借入金	9,425,316
							借入金利息の支払	50,488		
							社債への被保証 (注3)	2,569,535	未払費用	14,981
									—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注3)	科目	期末残高 (百万円) (注3)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	—	政策金融 行政	被所有 直接 100	資金の 借入等	資金の受入 (注1)	1,840,778	借入金	9,438,450
							借入金の返済	1,403,938		
							借入金利息の支払	57,339	未払費用	18,240
							社債への被保証 (注2)	2,388,589		
									—	—

(注) 1. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

2. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	独立行政法人 国際協力機構	東京都 千代田区	7,877,115	政府開発 援助実施	なし	連帯債務 関係	連帯債務	428,110 (注1、4)	—	—
	株式会社 日本政策金融 公庫	東京都 千代田区	3,855,086	金融業	なし	連帯債務 関係	連帯債務	1,111,402 (注2、4)	—	—
								710,000 (注3、4)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されています。

2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第46条の2第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されています。

3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供してあります。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	独立行政法人 国際協力機構	東京都 千代田区	7,925,375	政府開発 援助実施	なし	連帯債務 関係	連帯債務	250,000 (注 1、4)	—	—
	株式会社 日本政策金融 公庫	東京都 千代田区	3,904,645	金融業	なし	連帯債務 関係	連帯債務	611,570 (注 2、4)	—	—
								450,000 (注 3、4)	—	—

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第 12 条第 1 項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）附則第 4 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第 4 条第 2 項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第 12 条第 1 項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）附則第 46 条の 2 第 1 項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第 46 条の 2 第 2 項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
3. 株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第 17 条第 2 項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	1 円 76 銭	1 円 77 銭
1 株当たり当期純利益金額	0 円 9 銭	0 円 3 銭

(注) 1. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
当期純利益	百万円	126,187	42,772
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	126,187	42,772
普通株式の期中平均株式数	千株	1,383,610,958	1,391,000,000

(注) 2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (平成 28 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	百万円	2,460,520	2,472,367
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,460,520	2,472,367
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	1,391,000,000	1,391,000,000

(重要な後発事象)

特別業務の新規開始

平成 28 年 5 月 11 日に、第 190 回通常国会において、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 41 号）が可決・成立しました。これにより、当行による更なるリスクテイクとして、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行う「特別業務」が追加され、一般業務勘定と区分して経理することになります。なお、上記特別業務の追加についての施行日は、政令で定める日とされております。

附属明細表

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額 又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,593	62	58	3,597	714	168	2,882
土地	24,664	—	237	24,427	—	—	24,427
リース資産	44	—	0	44	30	8	13
建設仮勘定	—	255	221	34	—	—	34
その他の有形固定資産	1,132	86	9	1,208	762	207	446
有形固定資産計	29,435	404	527	29,312	1,507	384	27,804
無形固定資産							
ソフトウェア	4,952	500	—	5,452	2,715	918	2,737
無形固定資産計	4,952	500	—	5,452	2,715	918	2,737

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証付国際協力銀行 第13次債券	平成18年 3月23日	78,090 (649,829千米ドル)	—	5.250	一般担保	平成28年 3月23日	※1
株式会社日本政策金融公庫 (国際協力銀行) 第5～9次政府保証外債	平成22年 9月22日 } 平成24年 2月7日	990,850 (8,245,406千米ドル)	591,367 [450,676] (5,248,199千米ドル) [3,999,616千米ドル]	1.875 } 2.500	一般担保	平成27年 9月24日 } 平成31年 2月7日	※2
株式会社国際協力銀行 第1～13次政府保証外債	平成24年 7月19日 } 平成28年 1月21日	1,500,595 (11,464,919千米ドル) (423,865千ポンド) (499,875千カナダドル)	1,797,222 (14,955,359千米ドル) (424,064千ポンド) (499,917千カナダドル)	0.978 } 3.375	一般担保	平成29年 7月19日 } 平成38年 1月21日	
国際協力銀行 第13、16、19、21～23、 25、27、29、30回債券	平成16年 5月28日 } 平成20年 5月29日	349,960	249,974 [49,998]	1.580 } 2.090	一般担保	平成27年 9月18日 } 平成37年 12月19日	※1
株式会社日本政策金融公庫 第3、12、17回社債	平成21年 10月29日 } 平成23年 5月9日	119,993	19,995	0.421 } 1.430	一般担保	平成27年 6月19日 } 平成31年 9月20日	※2
株式会社国際協力銀行 第1回社債	平成27年 1月27日	10,000	10,000	0.120	一般担保	平成31年 12月20日	
合計	—	3,049,490	2,668,558	—	—	—	—

- (注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 2. 「当期末残高」欄の[]書きは、当期末残高のうち1年以内に償還が予定されている金額であります。
 3. 当行は、株式会社日本政策金融公庫設立以前に国際協力銀行が発行した政府保証付国際協力銀行債券及び国際協力銀行債券(前記※1)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。
 また、当行は、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)政府保証外債及び株式会社日本政策金融公庫社債(前記※2)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。
 4. 決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	500,720	368,755	724,250	239,020	201,496

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	9,425,316	9,438,450	0.76	—
借入金	9,425,316	9,438,450	0.76	平成 28 年 5 月～平成 38 年 1 月
1 年以内に返済予定のリース債務	12	10	—	—
リース債務 (1 年以内に返済予定のものを除く。)	19	5	—	平成 30 年 3 月
その他有利子負債	12,750	63,380	0.00	—
金融商品等受入担保金	12,750	63,380	0.00	—

(注) 1. 借入金及びその他有利子負債の「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出 (加重平均) しております。

2. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。

3. 金融商品等受入担保金は、返済期限を定めておりません。

4. 借入金及びリース債務の決算日後 5 年以内における返済額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内
借入金 (百万円)	681,156	1,044,892	4,084,705	1,385,687	1,102,307
リース債務 (百万円)	10	5	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	115,492	100,180	—	47,410	168,262
一般貸倒引当金	36,828	96,353	—	36,828	96,353
個別貸倒引当金	76,003	129	—	7,921	68,211
特定海外債権引当勘定	2,660	3,697	—	2,660	3,697
賞与引当金	500	516	500	—	516
役員賞与引当金	6	6	6	—	6
役員退職慰労引当金	30	11	2	—	39
計	116,030	100,714	509	47,410	168,824

(注) 当期減少額 (その他) 欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
 個別貸倒引当金……………回収等による取崩額
 特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額

【資産除去債務明細表】

該当事項が無いため作成しておりません。

2

負債および純資産の部の構成

(単位：百万円、%)

	第3期末 (2014年度末)		第4期末 (2015年度末)	
	金額	% (注)	金額	% (注)
負債の部	16,003,296	86.7	15,108,255	85.9
借入金	9,425,316	51.0	9,438,450	53.7
社債	3,049,490	16.5	2,668,558	15.2
支払承諾	2,572,328	13.9	2,464,703	14.0
その他	956,160	5.2	536,543	3.1
純資産の部	2,460,520	13.3	2,472,367	14.1
資本金	1,391,000	7.5	1,391,000	7.9
利益剰余金	993,053	5.4	972,140	5.5
その他有価証券評価差額金	12,786	0.1	4,303	0.0
繰越ヘッジ損益	63,681	0.3	104,923	0.6
負債および純資産の部合計	18,463,816	100	17,580,622	100

(注) 負債および純資産の部合計に対する比率

(参考) 自己資本比率の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。)に基づく自己資本比率を算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率 (国際統一基準)

(単位：億円、%)

1. 単体総自己資本比率 (4 / 7)	16.04
2. 単体Tier 1 比率 (5 / 7)	15.40
3. 単体普通株式等Tier 1 比率 (6 / 7)	15.40
4. 単体における総自己資本の額	24,398
5. 単体におけるTier 1 資本の額	23,426
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	23,426
7. リスク・アセットの額	152,036
8. 単体総所要自己資本額	12,162

3

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

	第3期 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)			第4期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	14,616,678	192,973	1.32	15,924,136	213,806	1.34
うち貸出金	13,415,041	166,130	1.24	14,369,087	196,859	1.37
預け金	628,700	1,479	0.24	948,271	2,787	0.29
資金調達勘定	11,760,700	116,076	0.99	12,732,206	123,779	0.97
うち借入金	8,793,333	50,488	0.57	9,585,267	57,339	0.60
社債	2,936,834	65,567	2.23	3,124,115	66,429	2.13

(単位：百万円)

	第3期 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)	第4期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)
給料・手当	5,181	5,259
退職給付費用	891	1,442
福利厚生費	675	729
減価償却費	1,356	1,302
土地建物機械賃借料	147	142
営繕費	124	182
消耗品費	213	243
給水光熱費	108	93
旅費	1,351	1,390
通信費	119	127
広告宣伝費	4	3
諸会費・寄付金・交際費	12	13
租税公課	359	317
その他	6,457	6,380
合計	17,004	17,631

(単位：百万円)

	第3期末 (2014年度末)	第4期末 (2015年度末)
預け金	242,750	90,000
外貨預け金	553,057	399,030
買現先勘定	—	—
有価証券	—	—

① 金融派生商品取引等に対する基本的取り組み方針

JBIC が行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

② 取引内容

JBIC は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っており、2016 年 3 月末時点の取引量は下記の表（金融派生商品等信用リスク相当額）のとおりです。

③ 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。
（市場性信用リスク）

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

（市場リスク）

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

④ 前記のリスクに対する JBIC の対応

（市場性信用リスク）

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

（市場リスク）

JBIC は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと相殺されています。

金融派生商品等信用リスク相当額

2016年3月31日現在（単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク相当額	時価
金利スワップ	33,339	1,012	34
通貨スワップ	40,823	3,881	△ 3,354
先物外国為替予約	3	0	0
その他金融派生商品取引	—	—	—
ネットティングによる信用リスク削減効果		△ 3,312	
合計	74,166	1,580	△ 3,320

（注）信用リスク相当額は、国際統一基準によって算定されたものです。

(単位：％)

	第3期 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)	第4期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)
総資金利鞘	0.33	0.37
資金運用利回り	1.32	1.34
資金調達原価	0.99	0.97

(注) 資金運用利回り＝資金運用収入／資金運用勘定平均残高
 資金調達原価＝資金調達費用／資金調達勘定平均残高

(参考) 資金運用収入＝貸出金利息＋有価証券利息配当金＋買現先利息＋預け金利息＋金利スワップ受入利息＋その他の受入利息
 資金運用勘定平均残高＝貸出金＋有価証券＋買現先＋預け金(当座預け金を除く)＋金融商品等差入担保金
 資金調達費用＝借入金利息＋社債利息＋金利スワップ支払利息＋その他の支払利息
 資金調達勘定平均残高＝借入金＋社債＋金融商品等受入担保金

従業員1人当たりの貸出金残高

(単位：百万円)

第3期末 (2014年度末)	第4期末 (2015年度末)
27,180	25,404

貸出金業種別内訳残高

(単位：件、百万円)

業種別	第3期末 (2014年度末)		第4期末 (2015年度末)	
	件数	貸出額	件数	貸出額
製造業	103	640,475	114	446,781
鉱業、採石業、砂利採取業	9	344,879	8	296,038
建設業	1	1,285	1	1,071
電気・ガス・熱供給・水道業	6	375,019	6	334,239
情報通信業	2	212,261	2	195,184
運輸業、郵便業	4	27,887	5	23,968
卸売業	17	917,080	20	804,770
金融業、保険業	19	2,142,810	19	2,286,878
物品賃貸業	3	199,203	3	170,617
海外円借款、国内店名義現地貸	497	9,572,046	526	9,048,331
合計	661	14,432,949	704	13,607,883
うち中小企業者向け投資金融	158	35,276	214	47,909
うち中堅企業向け投資金融	95	137,939	151	140,841

10 貸出金償却額

(単位：百万円)

第3期 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)	第4期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)
—	—

11 主な外貨建資産残高

(単位：千通貨単位)

	第3期末 (2014年度末)	第4期末 (2015年度末)
外貨預け金 (USD)	4,441,790	3,472,424
外貨預け金 (GBP)	106,396	44,616
外貨預け金 (EUR)	5,644	24,828
外貨預け金 (ZAR)	—	0
外貨預け金 (THB)	0	0
外貨預け金 (CAD)	5,298	7,385
外貨預け金 (INR)	—	1,000
外貨出資金 (USD)	1,117,023	1,289,197
外貨株式出資金 (USD)	217,516	344,111
外貨株式出資金 (EUR)	100,000	120,000
外貨株式出資金 (CNY)	99,791	99,791
外貨株式出資金 (INR)	890,000	890,000
外貨株式出資金 (SGD)	165,999	165,999
外貨貸付金 (USD)	99,331,849	101,327,608
外貨貸付金 (GBP)	172,503	237,416
外貨貸付金 (EUR)	1,115,647	1,285,028
外貨貸付金 (ZAR)	752,900	749,400
外貨貸付金 (AUD)	3,193,147	3,159,897
外貨貸付金 (THB)	6,011,116	5,227,149
外貨貸付金 (SDR)	320,208	208,133
外貨貸付金 (CAD)	1,276,597	1,263,302
外貨貸付金 (CNY)	174,980	148,320
外貨貸付金 (INR)	—	341,600
外貨貸付金 (MXN)	237,500	680,700
外貨貸付金 (IDR)	384,600,000	288,000,000

12 事務経費率

(単位：％)

	第3期 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)	第4期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)
事務経費率	0.11	0.10

(注) 事務経費率＝営業経費／(貸出金平均残高＋有価証券平均残高＋支払承諾見返平均残高)

13 貸出金／借入金・社債の残存期間別一覧表

2015年度末残存期間別貸付金回収見込み

(単位：億円)

残存期間	回収見込み
1年以内	11,979
2年以内	13,859
3年以内	13,766
4年以内	14,518
5年以内	14,721
6年以内	11,258
7年以内	11,158
8年以内	8,191
9年以内	9,099
10年以内	6,759
11～15年以内	15,306
16～20年以内	2,804
21～25年以内	154
26～30年以内	7
31～35年以内	—
36～40年以内	—
40年超	—
合計	133,585

(注) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない182,118百万円は含めておりません。

2015年度末残存期間別財政融資資金借入金 および外国為替資金借入金返済見込み

(単位：億円)

残存期間	借入金返済見込み
1年以内	6,811
2年以内	10,448
3年以内	40,847
4年以内	13,856
5年以内	11,023
6年以内	1,289
7年以内	3,019
8年以内	4,751
9年以内	1,108
10年以内	1,230
10年超	—
合計	94,384

2015年度末残存期間別社債償還見込み

(単位：億円)

残存期間	社債償還見込み
1年以内	5,007
2年以内	3,687
3年以内	7,242
4年以内	2,390
5年以内	2,014
6年以内	—
7年以内	—
8年以内	1,126
9年以内	2,253
10年以内	3,017
10年超	—
合計	26,739

14 資産内容に関する情報

JBIC は、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「金融再生法」という。)の適用を受けませんが、2000 年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実および信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」に基づく資産自己査定を実施しています。

JBIC の特徴として、開発途上国政府等向けの公的債権と位置づけられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意(パリクラブ合意)に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援の中で、債務国は国際通貨基金(IMF)との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、JBIC が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権(銀行法)および要管理債権(金融再生法)に分類しています。

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権および金融再生法基準による開示債権ならびに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

1 リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準(銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ)に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、または手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

(2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金に該当しないものです。

(3) 3 カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3 カ月以上遅延している貸出金で、「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しないものです。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」および「3 カ月以上延滞債権」に該当しないものです。^(注)

(単位：百万円)

	2014年度末 (平成26年度末)	2015年度末 (平成27年度末)
破綻先債権	—	—
延滞債権	120,482	111,407
3 カ月以上延滞債権	35,945	44,719
貸出条件緩和債権	73,770	98,714
合計①	230,198	254,840
貸出金残高合計②	14,432,949	13,540,661
①/② (%)	1.59	1.88

2 金融再生法基準による開示債権

右表は、資産自己査定を踏まえ、金融再生法による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(3) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権（元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」を除く。))および貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「3カ月以上延滞債権」を除く。))です。^(注)

(4) 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権および要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		2014年度末 (平成26年度末)	2015年度末 (平成27年度末)
貸出金等	破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	120,482	111,415
	要管理債権	109,716	143,433
	小計①	230,198	254,849
	正常債権	16,819,545	15,799,431
	合計②	17,049,743	16,054,280
	①／② (%)	1.35	1.59

(注) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が、国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、パリクラブの場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。JBICの外国政府等に対する債権のうち、2015年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、212,872百万円となっています。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3カ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しています。上表に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、70,353百万円（うち繰延べ対象元本残高は70,353百万円）となっています。

(参考) 国際財務報告基準に準拠した財務諸表

1. 国際財務報告基準に準拠した財務諸表 (抜粋・翻訳)

国際財務報告基準に準拠した財務諸表の作成方法について

当行の国際財務報告基準に準拠した財務諸表（以下「IFRS 財務諸表」という。）は、平成 28 年 3 月末時点で国際会計基準審議会（IASB）が公表している基準及び解釈指針に準拠して英文により作成しております。

なお、IFRS 財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当行は、平成 28 年 3 月期の IFRS 財務諸表（英文）（比較情報として開示する平成 27 年 3 月期の IFRS に基づく財務数値を含む。）について、新日本有限責任監査法人による国際監査基準に準拠した監査を受けております。

本資料は、当行の IFRS 財務諸表（英文）の一部を翻訳し掲載するものです。IFRS 財務諸表及びこれに関連する情報（英文）の全文は、当行が米国証券取引委員会に提出した年次報告書（以下「Form 18-K」という。）に参考情報として含まれております。当行の IFRS 財務諸表及びこれに関連する情報の完全な理解のためには、当行の Form 18-K をお読み下さい。

財政状態計算書

(単位：百万円)

	第3期末 (平成 27 年 3 月 31 日)	第4期末 (平成 28 年 3 月 31 日)
資産		
現金預け金	850,496	1,220,187
金融派生商品資産	174,946	237,274
有価証券	173,758	154,976
貸出金及びその他の債権	14,357,186	13,460,347
持分法で会計処理されている投資	115,358	106,618
有形固定資産	28,295	27,804
その他の資産	370,073	166,661
資産合計	16,070,115	15,373,870
負債		
金融派生商品負債	991,161	570,245
借入金	9,425,316	9,438,450
社債	3,058,499	2,668,872
金融保証契約負債	84,708	76,710
その他の負債	86,208	127,941
負債合計	13,645,893	12,882,220
資本		
資本金	1,391,000	1,391,000
利益剰余金	985,166	1,066,533
その他の資本の構成要素	48,055	34,116
資本合計	2,424,222	2,491,649
負債及び資本合計	16,070,115	15,373,870

損益計算書

(単位：百万円)

	第3期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第4期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
利息収益	173,110	216,592
利息費用	103,876	116,024
純利息収益	69,234	100,567
役務取引等収益	13,512	14,523
役務取引等費用	2,088	1,653
純金融派生商品収益	25,760	56,227
純投資収益	1,505	3,708
その他の収益	1,060	1,718
利息以外の収益	39,749	74,524
業務収益 ^{※1}	108,984	175,091
金融資産の減損損失(戻入益)	(13,176)	12,320
純業務収益 ^{※2}	122,160	162,771
営業費用	9,985	16,734
その他の費用	419	883
業務費用	10,404	17,618
持分法による投資利益	13,405	436
当期利益	125,161	145,589

※1 純利息収益と利息以外の収益の合計

※2 業務収益から金融資産の減損損失(戻入益)を控除した金額

包括利益計算書

(単位：百万円)

	第3期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第4期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期利益	125,161	145,589
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付型退職給付制度の再測定額		
当期発生額	(642)	(537)
純損益に振り替えられることのない項目の合計	(642)	(537)
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
売却可能金融資産		
当期発生額	815	176
組替調整額	(793)	(2,726)
繰延ヘッジ損益		
組替調整額	(3,992)	(3,461)
在外営業活動体の為替換算差額		
当期発生額	14,829	(7,927)
純損益に振り替えられる可能性のある項目の合計	10,859	(13,938)
その他の包括利益合計	10,217	(14,476)
当期包括利益	135,378	131,112

持分変動計算書

(単位：百万円)

	株式会社国際協力銀行の所有者に帰属する持分							
	資本金	利益剰余金	その他の資本の構成要素					資本合計
			確定給付型 退職給付制度 の再測定額	売却可能 金融資産	繰延ヘッジ 損益	在外営業活 動体の為替 換算差額	合計	
平成26年4月1日	1,360,000	906,331	—	5,315	16,664	15,216	37,195	2,303,527
当期利益	—	125,161	—	—	—	—	—	125,161
その他の包括利益	—	—	(642)	22	(3,992)	14,829	10,217	10,217
当期包括利益	—	125,161	(642)	22	(3,992)	14,829	10,217	135,378
株式の発行	31,000	—	—	—	—	—	—	31,000
国庫納付	—	(45,683)	—	—	—	—	—	(45,683)
その他	—	(642)	642	—	—	—	642	—
平成27年3月31日	1,391,000	985,166	—	5,338	12,671	30,045	48,055	2,424,222
当期利益	—	145,589	—	—	—	—	—	145,589
その他の包括利益	—	—	(537)	(2,550)	(3,461)	(7,927)	(14,476)	(14,476)
当期包括利益	—	145,589	(537)	(2,550)	(3,461)	(7,927)	(14,476)	131,112
株式の発行	—	—	—	—	—	—	—	—
国庫納付	—	(63,684)	—	—	—	—	—	(63,684)
その他	—	(537)	537	—	—	—	537	—
平成28年3月31日	1,391,000	1,066,533	—	2,787	9,210	22,117	34,116	2,491,649

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	第3期 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	第4期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期利益	125,161	145,589
減価償却費	1,356	1,302
退職給付に係る負債の増(減)額	(7,342)	344
持分法による投資利益	(13,405)	(436)
貸出金及びその他の債権の(増)減額	(1,783,913)	896,839
借入金等の増(減)額	1,017,608	13,134
預け金(要求払を除く)の(増)減額	230,543	171,193
買現先勘定の(増)減額	202,733	—
金融派生商品資産及び金融派生商品負債の純変動額	584,362	(483,244)
金融保証契約負債の増(減)額	12,807	(7,997)
社債の増(減)額	324,609	(389,626)
その他	(353,332)	258,744
営業活動によるキャッシュ・フロー	341,187	605,843
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	(29,768)	(55,373)
有価証券の売却・償還による収入	2,372	75,960
持分法で会計処理されている投資の取得による支出	(1,158)	(181)
持分法で会計処理されている投資の回収による収入	11,917	1,850
その他	(2,718)	(367)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(19,356)	21,888
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	31,000	—
国庫納付の支払額	(45,683)	(63,684)
その他	(12)	(13)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(14,695)	(63,698)
現金及び現金同等物に係る換算差額	50,715	(23,150)
現金及び現金同等物の正味増(減)額	357,850	540,884
現金及び現金同等物の期首残高	213,845	571,695
現金及び現金同等物の期末残高	571,695	1,112,579

営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含んでおります。

利息による収入	162,226	194,052
利息による支出	(116,172)	(118,022)

2. 基準差調整表

年次報告書では、日本基準に準拠した財務諸表に加えて、IFRS 財務諸表を参考情報として開示しております。日本基準と IFRS では重要な会計方針が異なることから、以下のとおり当行の資産、負債及び資本に対する調整表並びに当期利益の調整表を記載しております。

(1) 資産、負債及び資本に対する調整表

第3期末(平成26年度末)

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	注記	IFRS 表示科目
資産						資産
現金預け金	850,496	—	—	850,496		現金預け金
	—	174,967	(20)	174,946	A	金融派生商品資産
有価証券	261,786	(85,313)	(2,715)	173,758	B, F	有価証券
貸出金	14,432,949	(71,027)	(4,735)	14,357,186	C, E	貸出金及びその他の債権
	—	85,313	30,045	115,358	F	持分法で会計処理されている投資
有形固定資産	28,295	—	—	28,295		有形固定資産
無形固定資産	3,154	(3,154)	—	—		
その他資産	430,297	(60,223)	—	370,073	A, C	その他の資産
支払承諾見返	2,572,328	—	(2,572,328)	—	E	
貸倒引当金	(115,492)	115,492	—	—	C	
資産合計	18,463,816	156,053	(2,549,754)	16,070,115		資産合計
負債						負債
	—	989,798	1,363	991,161	A	金融派生商品負債
借入金	9,425,316	—	—	9,425,316		借入金
社債	3,049,490	—	9,009	3,058,499	D	社債
	—	—	84,708	84,708	E	金融保証契約負債
退職給付引当金	6,395	(6,395)	—	—	G	
役員退職慰労引当金	30	(30)	—	—	G	
その他負債	949,227	(826,810)	(36,208)	86,208	A, G	その他の負債
賞与引当金	500	(500)	—	—		
役員賞与引当金	6	(6)	—	—		
支払承諾	2,572,328	—	(2,572,328)	—	E	
負債合計	16,003,296	156,053	(2,513,456)	13,645,893		負債合計
資本						資本
資本金	1,391,000	—	—	1,391,000		資本金
利益剰余金	993,053	—	(7,886)	985,166		利益剰余金
	—	76,467	(28,412)	48,055	A	その他の資本の構成要素
その他有価証券評価差額金	12,786	(12,786)	—	—		
繰延ヘッジ損益	63,681	(63,681)	—	—		
資本合計	2,460,520	—	(36,298)	2,424,222		資本合計
負債及び資本の合計	18,463,816	156,053	(2,549,754)	16,070,115		負債及び資本の合計

第4期末(平成27年度末)

(単位:百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産						資産
現金預け金	1,220,187	—	—	1,220,187		現金預け金
	—	237,336	(62)	237,274	A	金融派生商品資産
有価証券	236,602	(84,500)	2,874	154,976	B, F	有価証券
貸出金	13,540,661	(119,355)	39,041	13,460,347	C, E	貸出金及びその他の債権
	—	84,500	22,117	106,618	F	持分法で会計処理されている投資
有形固定資産	27,804	—	—	27,804		有形固定資産
無形固定資産	2,737	(2,737)	—	—		
その他資産	256,188	(89,527)	—	166,661	A, C	その他の資産
支払承諾見返	2,464,703	—	(2,464,703)	—	E	
貸倒引当金	(168,262)	168,262	—	—	C	
資産合計	17,580,622	193,979	(2,400,731)	15,373,870		資産合計
負債						負債
	—	569,343	902	570,245	A	金融派生商品負債
借入金	9,438,450	—	—	9,438,450		借入金
社債	2,668,558	—	314	2,668,872	D	社債
	—	—	76,710	76,710	E	金融保証契約負債
退職給付引当金	7,090	(7,090)	—	—	G	
役員退職慰労引当金	39	(39)	—	—	G	
その他負債	528,890	(367,710)	(33,238)	127,941	A, G	その他の負債
賞与引当金	516	(516)	—	—		
役員賞与引当金	6	(6)	—	—		
支払承諾	2,464,703	—	(2,464,703)	—	E	
負債合計	15,108,255	193,979	(2,420,014)	12,882,220		負債合計
資本						資本
資本金	1,391,000	—	—	1,391,000		資本金
利益剰余金	972,140	—	94,392	1,066,533		利益剰余金
	—	109,226	(75,110)	34,116	A	その他の資本の構成要素
その他有価証券評価差額金	4,303	(4,303)	—	—		
繰延ヘッジ損益	104,923	(104,923)	—	—		
資本合計	2,472,367	—	19,282	2,491,649		資本合計
負債及び資本の合計	17,580,622	193,979	(2,400,731)	15,373,870		負債及び資本の合計

(2) 当期利益の調整表

第3期(平成26年度)

(単位: 百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
資金運用収益	192,973	(24,581)	4,718	173,110	C	利息収益
資金調達費用	116,076	—	(12,200)	103,876	D	利息費用
				69,234		純利息収益
役務取引等収益	35,901	—	(22,389)	13,512	C	役務取引等収益
役務取引等費用	2,088	—	—	2,088		役務取引等費用
	—	22,596	3,164	25,760	A	純金融派生商品収益
	—	1,465	39	1,505		純投資収益
株式等売却益*	0	(0)	—	—		
	—	7,286	(6,225)	1,060		その他の収益
その他業務収益	4,100	(4,100)	—	—		
その他の経常収益*	148	(148)	—	—		
特別利益	5,707	(5,707)	—	—		
				39,749		利息以外の収益
				108,984		業務収益
	—	(13,392)	216	(13,176)	B, C	金融資産の減損損失(戻入益)
償却債権取立益*	101	(101)	—	—	C	
貸倒引当金戻入益*	13,392	(13,392)	—	—	C	
				122,160		純業務収益
営業経費	17,004	—	(7,019)	9,985	G	営業費用
	—	1,081	(662)	419	D	その他の費用
その他業務費用	1,585	(1,585)	—	—		
特別損失	16	(16)	—	—		
				10,404		業務費用
	—	13,405	—	13,405	F	持分法による投資利益
組合出資に係る持分損益*	10,633	(10,633)	—	—		
当期純利益	126,187	—	(1,026)	125,161		当期利益

※ 日本基準の損益計算書においては、これらの合計額を「その他経常収益」として計上しております。

第4期(平成27年度)

(単位: 百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
資金運用収益	213,806	(13,355)	16,141	216,592	C	利息収益
資金調達費用	123,779	—	(7,755)	116,024	D	利息費用
				100,567		純利息収益
役務取引等収益	22,091	—	(7,567)	14,523	C	役務取引等収益
役務取引等費用	1,653	—	—	1,653		役務取引等費用
	—	11,104	45,123	56,227	A	純金融派生商品収益
	—	3,865	(157)	3,708		純投資収益
株式等売却益 ^{※1}	1,890	(1,890)	—	—		
	—	1,823	(105)	1,718		その他の収益
その他業務収益	141	(141)	—	—		
その他の経常収益 ^{※1}	160	(160)	—	—		
特別利益	43	(43)	—	—		
				74,524		利息以外の収益
				175,091		業務収益
	—	52,770	(40,450)	12,320	B, C	金融資産の減損損失
償却債権取立益 ^{※1}	0	(0)	—	—	C	
貸倒引当金繰入額 ^{※2}	52,770	(52,770)	—	—	C	
				162,771		純業務収益
営業経費	17,631	—	(897)	16,734	G	営業費用
	—	1,164	(280)	883	D	その他の費用
その他業務費用	1,310	(1,310)	—	—		
株式等売却損 ^{※2}	130	(130)	—	—		
				17,618		業務費用
	—	436	—	436	F	持分法による投資利益
組合出資に係る持分損益 ^{※1}	1,914	(1,914)	—	—		
当期純利益	42,772	—	102,817	145,589		当期利益

※1 日本基準の損益計算書においては、これらの合計額を「その他経常収益」として計上しております。

※2 日本基準の損益計算書においては、これらの合計額を「その他経常費用」として計上しております。

資産、負債及び資本の調整表並びに当期利益の調整表に関する注記

A. 金融派生商品資産及び金融派生商品負債

日本基準においては、「その他資産」又は「その他負債」に含まれていた金融派生商品資産又は金融派生商品負債を、IFRS においては別掲しております。また、日本基準における金融派生商品資産及び金融派生商品負債の相殺表示は、IFRS においては相殺の要件を満たさないため、取り消しております。

IFRS では、金融派生商品資産及び金融派生商品負債の公正価値の測定にあたり、観察可能な市場データを使用して、カウンターパーティーの信用リスク又は当行の信用リスクを考慮しております。

また、日本基準においてはヘッジ会計を適用しておりましたが、IFRS においてはヘッジ会計を適用しておりません。なお、日本基準でヘッジ会計を適用していたもののうち国際会計基準（IAS）第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従えばヘッジ会計が認められないヘッジについては、日本基準における繰延ヘッジ損益を移行日において利益剰余金に振り替えております。また、日本基準でヘッジ会計を適用していたもののうち、IAS 第 39 号に従えばヘッジ会計の要件を満たしていないものについては、ヘッジ種類毎に以下の方法によりヘッジ会計を中止しております。

(1) キャッシュ・フロー・ヘッジ

繰延ヘッジ損益を、ヘッジ対象となった取引から生じるキャッシュ・フローに応じて純損益として認識しております。

(2) 公正価値ヘッジ

日本基準における繰延ヘッジ損益を移行日において利益剰余金に振り替えた上で、ヘッジ対象の帳簿価額を以下のいずれか低い方で調整し、当該調整額は利益剰余金に計上したのち、実効金利法により償却し、純損益として認識しております。

- i. ヘッジ対象の公正価値の変動累計額のうち、指定されたヘッジされているリスクを反映し、日本基準に従い認識されていなかった部分
- ii. ヘッジ手段の公正価値の変動累計額のうち、指定されたヘッジされているリスクを反映し、日本基準に従い、認識されていなかったか、又は財政状態計算書で繰り延べられていた部分

B. 有価証券

日本基準においては、「有価証券」に含まれていた関連会社株式を IFRS においては「持分法で会計処理されている投資」として表示しております。なお、測定方法の違いについては、「F. 持分法で会計処理されている投資」をご参照下さい。有価証券のうち非上場株式は、日本基準においては取得原価にて評価しておりましたが、IFRS においては、売却可能金融資産に区分して、原則として公正価値にて評価したうえで公正価値の変動をその他の包括利益にて認識し、必要に応じて減損損失を計上しております。

また、有価証券のうち組合出資は、日本基準においては組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっておりましたが、IFRS においては、原則として公正価値で評価したうえで公正価値の変動をその他の包括利益にて認識し、必要に応じて減損損失を計上しております。

C. 貸出金及びその他の債権

日本基準においては、「その他資産」に含まれていた未収貸出金利息を、IFRS においては「貸出金及びその他の債権」として表示しております。

IFRS においては、貸出金及びその他の債権は、当初認識時に、直接帰属する取引費用を加えた公正価値で測定し、当初認識後は実効金利法を用いて償却原価で測定しております。貸出金の組成手数料は、関連する貸出金の組成と不可

分であるとみなされる場合、実効金利法の一部として償却されます。

また、日本基準においては個別貸倒引当金に加えて一般貸倒引当金を計上しております。一方、IFRS においては発生損失モデルであるため、報告日に減損の客観的証拠があるか否かが評価された結果、当初認識後に発生した一つ以上の事象（損失事象）の結果として減損の客観的証拠があり、当該事象が資産又は資産グループの見積将来キャッシュ・フローに影響があり、その影響が信頼性を持って測定できる場合には減損損失を認識しております。また、発生しているが報告されていない損失を反映する減損等の集合的減損については、類似の信用リスク特性に基づく資産グループに、過去の損失実績を適用することにより、減損損失を認識しております。減損損失は貸出金及びその他の債権から貸倒引当金を通じて控除しております。

さらに、日本基準において公正価値ヘッジの対象であった貸出金のうち、IAS 第 39 号に従えばヘッジ会計の要件を満たしていない貸出金については、ヘッジの中止に伴い、移行日において IFRS 第 1 号に従ってその帳簿価額を調整しております。

なお、「貸出金及びその他の債権」は、後述の「E. 金融保証契約負債」で記述している金融保証契約資産を含んでおります。

D. 借入金及び社債

社債は、日本基準においては社債発行費を支出時に全額費用処理しておりますが、IFRS においては、当初認識時に社債の発行に直接起因する取引コストである引受手数料及び発行時の割引額を控除して公正価値で測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価により測定しております。また、借入金及び社債は公正価値ヘッジの中止による帳簿価額の修正額も考慮して償却計算を行っております。

E. 金融保証契約負債

金融保証契約は、日本基準においては保証債務残高を「支払承諾見返」及び「支払承諾」として資産と負債に同額で計上しております。一方、IFRS においては、金融保証契約負債は当初認識時に金融保証契約資産と共に公正価値で測定し、当初認識後は報告日における現在の債務を決済するために要する支出の最善の見積額と当初測定額から償却累計額を控除した金額のいずれか高い方の金額で測定しております。

F. 持分法で会計処理されている投資

関連会社及び共同支配企業に対する投資は、主に組合への出資であります。日本基準においては、連結財務諸表を作成していないため個別財務諸表上で持分法を適用しておらず、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっておりますが、IFRS においては、持分法を適用しております。

日本基準における「組合出資に係る持分損益」のうち、持分法の適用による利益については、損益計算書上、「持分法による投資利益」として表示しており、また、持分法適用による在外営業活動体の為替換算差額は、その他の包括利益に認識しております。

G. 退職給付に係る負債

日本基準においては、確定給付制度により発生した数理計算上の差異を発生年度に一括費用処理（純損益として認識）しておりますが、IFRS においては確定給付制度の再測定額を発生した期に全額をその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替える方法によっております。退職給付債務の測定について、IFRS の規定に基づいた再測定を行っており、退職給付債務の期間配分方法等により生じた差異について、利益剰余金の調整としております。なお、退職給付に係る負債は、財政状態計算書上、「その他の負債」に含めて表示しております。

(参考) IFRS 適用によるヘッジ会計修正前の IFRS 当期利益

当行が行うデリバティブ取引は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。日本基準ではヘッジ会計を適用しているため、これらの評価損益が当期利益に影響することはありませんが、参考情報として開示する IFRS 財務諸表においては、IAS 第 39 号のヘッジ会計を適用していないため、「デリバティブの評価損益」及び「移行時のヘッジ会計中止処理による繰延ヘッジ損益の取崩額」が IFRS に準拠した当期利益（以下「IFRS 当期利益」という。）に含まれております^(注)。

これらのデリバティブ取引はヘッジ目的であるため、原則として、途中で解約されることはなく、一時的な評価損益が実現することはありませんが、マーケットの状況等により、公正価値評価の結果として多額の評価損益が生じることがあります。よって、IFRS 当期利益から、これらの一時的な評価損益を除き、IFRS 適用によるヘッジ会計修正前の IFRS 当期利益を算定することは、IFRS 財務諸表の利用者が当行の財務状況を理解するために有用であると考えられるため、基準差調整表の補足として開示しております。

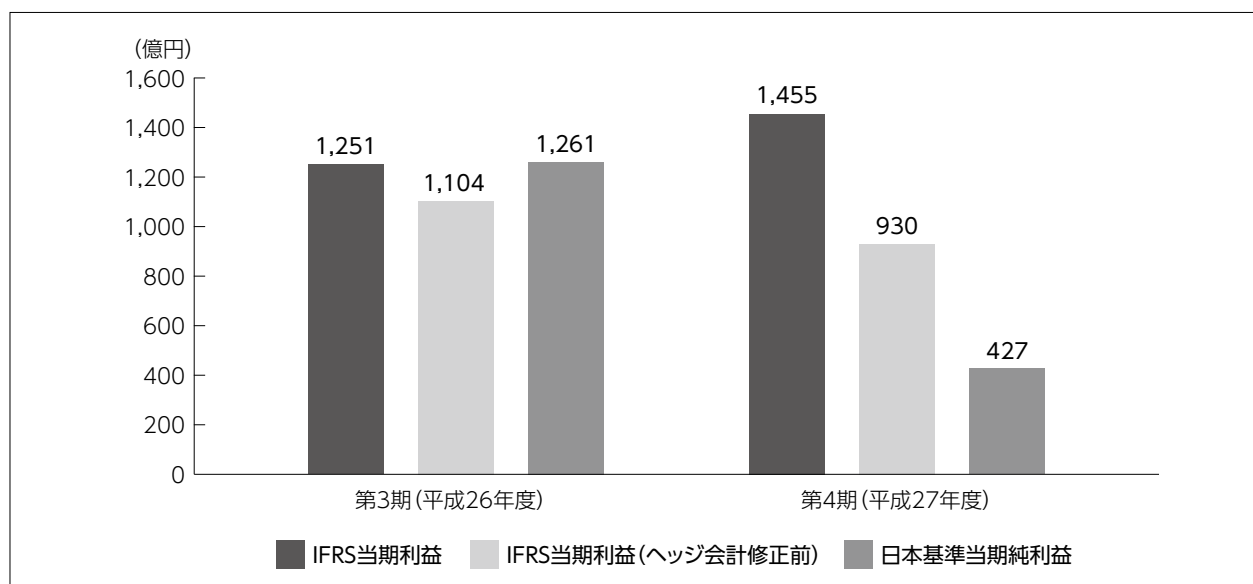
IFRS 適用によるヘッジ会計修正前の IFRS 当期利益（以下「IFRS 当期利益（ヘッジ会計修正前）」という。）の算定方法は、以下のとおりです。

(単位：億円)

	第3期 (平成26年度)	第4期 (平成27年度)
IFRS当期利益 (A)	1,251	1,455
デリバティブの評価損益	(8)	416
移行時のヘッジ会計中止処理による繰延ヘッジ損益の取崩額	154	108
小計 (B)	147	525
IFRS当期利益 (ヘッジ会計修正前) (A) - (B)	1,104	930

また、IFRS 当期利益、IFRS 当期利益（ヘッジ会計修正前）及び日本基準当期純利益の2期比較は以下のとおりです。

IFRS 当期利益、IFRS 当期利益（ヘッジ会計修正前）及び日本基準当期純利益の2期比較



(注) デリバティブ取引に関する会計方針の相違の詳細は、「A. 金融派生商品資産及び金融派生商品負債」に記載しております。

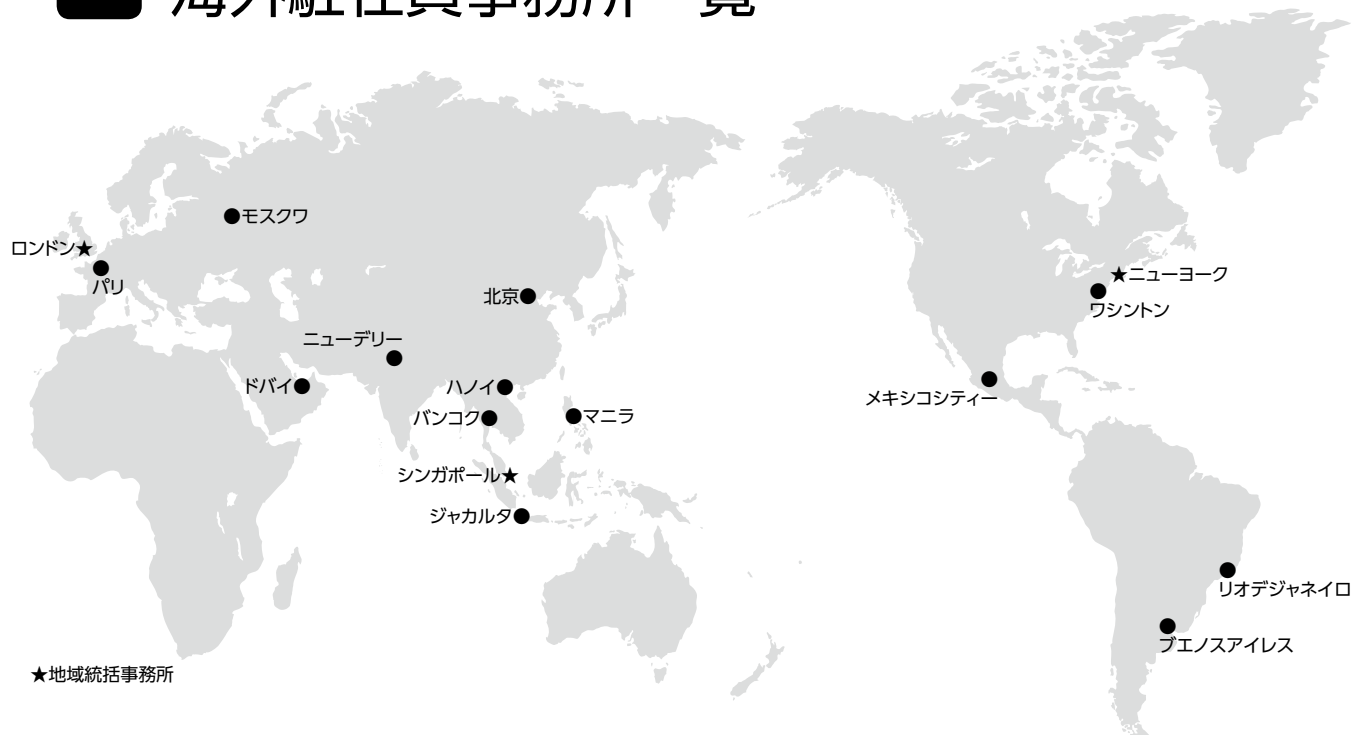
1 組織図	152
2 海外駐在員事務所一覧	153
3 沿革	154
4 株式会社国際協力銀行法等	155
株式会社国際協力銀行法	155
株式会社国際協力銀行法施行令	162
株式会社国際協力銀行法施行規則	166
5 内部統制基本方針について	168
6 セキュリティポリシーについて	169
7 顧客保護等管理方針について	170
8 利益相反管理方針について	170
9 プライバシーポリシーについて	171
10 特定個人情報等の安全管理に関する基本方針	172



JBIC では、ミッション・分野別の 3 営業部門（資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門および産業ファイナンス部門）と共に、審査・システム部門と企画・管理部門を加えた計 5 部門を設置しています。これにより、各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件形成能力を高めるとともに、日本の政策に直結

する JBIC のミッションを機動的、戦略的に遂行することを企図しています。また、海外駐在員事務所の体制についても、シンガポール、ロンドンおよびニューヨークをアジア大洋州、欧阿中東および米州のそれぞれの地域統括事務所と位置づけ、管轄地域における案件形成を支援していきます。





★地域統括事務所

★ シンガポール駐在員事務所
(アジア大洋州地域統括事務所)

9 Raffles Place, #51-02 Republic Plaza, Singapore 048619
Tel. 65-6557-2806
Fax. 65-6557-2807

● 北京駐在員事務所

2102, Tower C Office Building, YINTAI Center, No.2 Jianguomenwai Avenue, Chaoyang District, Beijing 100022, P.R.C
Tel. 86-10-6505-8989
Fax. 86-10-6505-3829

● バンコク駐在員事務所

14th Floor, Nantawan Bldg., 161 Rajdamri Road, Bangkok, 10330, Thailand
Tel. 66-2-252-5050
Fax. 66-2-252-5514

● ハノイ駐在員事務所

3rd Floor, Sun City, 13 Hai Ba Trung Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Viet Nam
Tel. 84-4-3824-8934 ~ 6
Fax. 84-4-3824-8937

● ジャカルタ駐在員事務所

Summitas II 5th Floor, Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62, Jakarta Selatan, Indonesia
Tel. 62-21-5220693
Fax. 62-21-5200975

● マニラ駐在員事務所

11/F, Tower 1, The Enterprise Center, 6766 Ayala Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City, Philippines
Tel. 63-2-856-7711 ~ 14
Fax. 63-2-856-7715, 7716

● ニューデリー駐在員事務所

1st floor, The Metropolitan Hotel New Delhi, Bangla Sahib Road, New Delhi, 110001, India
Tel. 91-11-4352-2900
Fax. 91-11-4152-5294

★ ロンドン駐在員事務所
(欧阿中東地域統括事務所)

7th Floor, 80 Cheapside, London, EC2V 6EE, U.K.
Tel. 44-20-7489-4350
Fax. 44-20-7489-4351

● モスクワ駐在員事務所

123610 Moscow, Krasnopresnenskaya Nab.12, World Trade Center, Office No.905, Russian Federation
Tel. 7-495-258-1832,1835,1836
Fax. 7-495-258-1858

● パリ駐在員事務所

21, Boulevard de la Madeleine, 75038 Paris Cedex 01, France
Tel. 33-1-4703-6190
Fax. 33-1-4703-3236

● ドバイ駐在員事務所

9th floor, West, The Gate Dubai International Financial Centre, P.O. Box 121300, Dubai, U.A.E.
Tel. 971-4-363-7091
Fax. 971-4-363-7090

★ ニューヨーク駐在員事務所
(米州地域統括事務所)

712 Fifth Avenue 26th Floor New York, NY 10019 U.S.A.
Tel. 1-212-888-9500
Fax. 1-212-888-9503

● ワシントン駐在員事務所

1627 Eye Street, N.W., Suite 500, Washington, D.C., 20006, U.S.A.
Tel. 1-202-785-1785
Fax. 1-202-785-1787

● ブエノスアイレス駐在員事務所

Av. Del Libertador No.498, Piso19, 1001 Capital Federal, Buenos Aires, Argentina
Tel. 54-11-4394-1379,1803
Fax. 54-11-4394-1763

● メキシコシティ駐在員事務所

Paseo de la Reforma 222-900B, Col. Juárez, Del. Cuauhtémoc, México D.F., C.P. 06600, México
Tel. 52-55-5525-6790
Fax. 52-55-5525-3473

● リオデジャネイロ駐在員事務所

Praia de Botafogo, 228-801B (Setor A), Botafogo, CEP 22359-900, Rio de Janeiro, RJ, Brazil
Tel. 55-21-2554-2305
Fax. 55-21-2554-8798

3 沿革

日本輸出入銀行にかかる事項	
1950年 12月	「日本輸出銀行法」公布・施行、日本輸出銀行設立
1952年 4月	日本輸出銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更
国際協力銀行にかかる事項	
1999年 4月	「国際協力銀行法」公布・施行
9月	「国際協力銀行法施行令」公布・施行
10月	国際協力銀行設立 (日本輸出入銀行と海外経済協力基金のすべての事業を承継)
株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)にかかる事項	
2006年 6月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布・施行
2007年 5月	「株式会社日本政策金融公庫法」公布・施行
2008年 4月	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布・施行
10月	株式会社日本政策金融公庫設立
2010年 3月	「株式会社日本政策金融公庫法」の改正 (国際協力銀行業務範囲に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加)
4月	駐留軍再編促進金融勘定を設置
株式会社国際協力銀行にかかる事項	
2011年 5月	「株式会社国際協力銀行法」公布・一部施行
7月	「株式会社国際協力銀行法施行令」および「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」の公布・施行 (先進国向け輸出金融の規定等、業務範囲を拡充)
2012年 4月	株式会社国際協力銀行設立
11月	駐留軍再編促進金融勘定の廃止
2016年 5月	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布・一部施行 「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」公布・施行

株式会社国際協力銀行法

(平成二十三年五月二日法律第三十九号、最終改正：平成二十八年五月十八日法律第四十一号（一部未施行））（抜粋）

(目的)

第一条 株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

- 2 会社は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)」とする。
- 3 会社は、第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(名称の使用制限等)

第五条 会社でない者は、その名称中に国際協力銀行という文字を用いてはならない。

- 2 銀行法第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 会社の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 設備の輸出等のために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場

合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

- 二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金(資金需要の期間が一年を超えるものをいう。)若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等(国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。)が当該外国の経済の発展を支援するための資金(以下「経済支援資金」という。)の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金(資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。)の貸付けを行うこと。
- 六 海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資すること。
- 七 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。
- 八 会社の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務(第七号に掲げる業務を除く。)に附随する業務を行うこと。

第十二条 前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の場合より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子(利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。)の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。
 - 二 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合
- 2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。
- 一 銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。
 - 二 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。
- 3 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものの以外のもは、債務の保証等であって次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。
- 一 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であって、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として財務大臣が定めるものの輸入に必要な資金
 - 二 我が国の技術では十分な代替が困難であって、我が国への受入れが不可欠である技術として財務大臣が定めるものの受入れに必要な資金
- 4 前条第三号に掲げる業務のうち、短期資金に係るものは、我が国の法人等又は出資外国法人等が行う事業の遂行のために同号に規定する資金(短期資金を除く。)の貸付けを行うことを会社が約している場合において、当該事業の遂行のために特に必要があると認められる資金の貸付けに限り、行うことができる。
- 5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金の貸付けは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸付けを行う場合に限り、行うことができる。
- 6 前条第三号に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。
- 一 我が国の法人等が外国の法人への出資又は外国の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け(以下この号

において「出資等」という。)により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、当該出資等のために必要な資金の貸付けを行うとき(我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要であると認められる場合として政令で定める場合に限る。))。

- 二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

イ 中小企業者等又は中小企業者等の出資に係る出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け

ロ 我が国の法人等に対する前号に規定する資金の貸付け(同号に規定する政令で定める場合に限る。)

ハ 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け(海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。)

- 三 我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき(我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る。))。

四 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

- 7 前条第三号に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、開発途上地域以外の地域における事業に係るものは、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限り、行うことができる。

- 8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であって、次に掲げるときに限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。

一 国際通貨基金等(会社を除く。)による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなっている場合

二 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合

- 9 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等(公社債等に係るものを除く。)は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が前条第一号から第四号までに規定する資金の貸付けを行う場合において当該貸付けに係る債務の保証等を行うとき(当該貸付けに係る貸付債権が財務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。))。

- 二 前条第一号及び第三号に規定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合
 - 三 前条第三号に規定する資金に係る債務の保証等のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が海外において行う事業に係る金銭債権を銀行等又は外国金融機関等に譲渡し、その譲渡代金を当該事業に充てる場合において、当該金銭債権に係る債務の保証等を行うとき。
 - 四 銀行等又は外国金融機関等が前条第三号に規定する資金の貸付けを外国通貨をもって行う場合において、当該銀行等又は外国金融機関等が行う当該資金に係るスワップ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。)に係る債務の保証等を行うとき。
- 10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等(公社債等に係るものに限る。)及び公社債等の取得は、次に掲げる場合(同条第一号から第三号までに掲げる業務にあっては、第二号から第七号までに掲げる場合)に限り、行うことができる。
- 一 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等(償還期限が一年を超えるものに限る。次号及び第三号において同じ。)の一部を取得する場合
 - 二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合
 - 三 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合
 - 四 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合
 - 五 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権、公社債等又は前項第三号に規定する金銭債権を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権、公社債等若しくは金銭債権又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等(銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。)を行うとき。
 - 六 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、又は取得するために行う資金の借入れに係る債務の保証等を行うとき。
 - 七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権(いずれも償還期限が一年を超えるものに限る。)を取得する場合
- 11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあっては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に

緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあっては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

- 一 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの
- 二 前条第一号から第四号までの規定による貸付債権の譲受け

- 12 前条第七号に掲げる業務は、同条第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施を図るため必要最小限の場合に限り、行うことができる。

(業務の方法)

第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合
 - 二 当該貸付け(第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付けを除く。)、当該譲受け(同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除く。)、当該取得(同号の規定による公社債等の取得を除く。)、当該債務の保証等(同号の規定による債務の保証等を除く。)又は当該出資(いずれも海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。)に係る貸付金(貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第十六条第二項において同じ。))の利率(利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。)、貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性を勘案した適正なものであると認められる場合(前号に掲げる場合を除く。))
- 2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

(特別業務指針)

第十三条の二 財務大臣は、会社が次に掲げる業務(以下「特別業務」という。)を行うに当たって従うべき指針(次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

- 一 前条第一項第二号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務
- 三 前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務
- 四 前三号に掲げる業務(第二号に掲げる業務を除く。)に係る第十一条第九号に掲げる業務
- 2 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たって従うべき基準
 - 二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項
 - 三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項
 - 四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
 - 五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項
 - 六 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

(特別業務基本方針)

- 第十三条の三 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針(次項において「特別業務基本方針」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業年度)

- 第十五条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算)

- 第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の収入は、貸付金の利息(利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。)、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金(借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。))の利子、社債の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

ない。

- 5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

(財務諸表の提出)

- 第二十六条 会社は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。
- 2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。))及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。))を含む。)を財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

- 第二十六条の二 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 一 特別業務以外の業務(第三十三条において「一般業務」という。)
 - 二 特別業務

(区分経理に係る会社法の準用等)

- 第二十六条の三 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社の」とあるのは「株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
- 2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。))及び第二項(第五号に係る部分に限る。))の規定は、第三十一条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の

規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(決算報告書の作成及び提出)

- 第二十七条 会社は、第二十六条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添付して、内閣に送付しなければならない。
 - 3 会社は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
 - 4 決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

(決算報告書の会計検査院への送付)

- 第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

(決算報告書の国会への提出)

- 第二十九条 内閣は、会計検査院の検査を経た会社の決算報告書に第二十七条第一項の貸借対照表等を添付して、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

(国庫納付金)

- 第三十一条 会社は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計

上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

- 2 会社は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。
- 3 第一項の規定による納付金の納付の方法及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第一項の準備金は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
- 5 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

- 第三十二条 政府は、会社に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

- 第三十三条 会社がその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れ(借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。)は、銀行その他の金融機関から行う短期借入金(短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。)若しくは外国通貨長期借入金(外国通貨による借入金であって、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。)の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。
- 2 前項に規定する短期借入金(外国通貨によるものを除く。)については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これについて借換え(借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。)を行うことができる。
 - 3 前項ただし書の規定により借換えを行った借入金は、一年以内に償還しなければならない。
 - 4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 5 会社は、前項に規定する社債を発行し、又は外国通貨長期借入金の借入れをしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

らない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。

- 6 第一項に規定する借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「一般業務に係る限度額」という。）を超えることとなってはならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、一般業務に係る限度額を超えて社債を発行することができる。
- 8 一般業務のうち、第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、一般業務に係る基準額及び一般業務に係る限度額の合計額を超えることとなってはならない。
- 9 前三項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは「、第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。
- 10 会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

（一般担保）

- 第三十四条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（政府保証）

- 第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

- 2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。
- 3 政府は、第一項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

（余裕金の運用）

第三十六条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他財務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 財政融資資金への預託
- 三 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金
- 四 譲渡性預金証書の保有
- 五 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
- 六 コール資金の貸付け
- 七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして財務省令で定める方法

（監督）

- 第三十八条 会社は、財務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。
- 2 財務大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

- 第三十九条 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託法人に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

- 第四十条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、

その結果について財務大臣に報告するものとする。

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
- 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 5 この法律に規定する財務大臣の権限(第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。)は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(定款)

- 第四十一条 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
 - 3 会社の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

- 第四十二条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(金融商品取引法の適用除外等)

- 第四十三条 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。
- 2 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節(第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条第七号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。
 - 3 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。
 - 4 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三十八条(第一号に係る部分に限る。)及び第三十九条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

株式会社国際協力銀行法施行令

(平成二十三年七月十五日政令第二百二十一号、最終改正：平成二十八年五月十八日政令第二百二十二号) (抜粋)

内閣は、株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第二条第三号及び第六号、第十二条第一項第二号、第六項第一号及び第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十三条第四項及び第五項、第三十五条第三項、第四十条第一項及び第四項並びに附則第十条第二項、第十二条第二項及び第七項、第十三条第三項並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(金融機関の範囲)

第一条 株式会社国際協力銀行法(以下「法」という。)第二条第三号に規定する政令で定める金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会及び農林中央金庫並びに保険会社及び農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

(中小企業者の範囲)

第二条 法第二条第六号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)
- 五 不動産業(住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。)

2 法第二条第六号ロに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

(開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関し行うことができる業務)

第三条 法第十二条第一項第二号に規定する政令で定める場合は、法第十一条第一号に規定する資金の対象となる設備の輸出等であって次に掲げる設備に係るものである場合とする。

- 一 次に掲げる設備
 - イ 船舶(水域において使用される浮遊式の生産用のプラットフォーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。次条第二項において同じ。)

- ロ 人工衛星並びにその追跡及び運用に必要な設備
- ハ 航空機
- ニ 医療機器(陽子線、重イオン線又は中性子線を照射する装置及びその運用に必要な設備に限る。)

二 次に掲げる事業の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備(ハ及びルに掲げる事業については、これらの事業を一体的に行うよう構成された複数の種類の機器又は装置からなる設備に限る。)

- イ 原子力による発電に関する事業
- ロ 鉄道(軌道を含む。以下この号において同じ。)に関する事業(主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。)
- ハ 水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業
- ニ 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)を原材料とする燃料の製造に関する事業
- ホ 再生可能エネルギー源(永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。)による発電に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
- ヘ 変電、送電及び配電に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
- ト 石炭による発電に関する事業(石炭の効率的な利用を行うものに限る。)
- チ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業(石炭の効率的な利用を行うものに限る。)
- リ 石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
- ヌ ガスによる発電に関する事業(ガスの効率的な利用を行うものに限る。)
- ル 電気又は熱の効率的な使用に関する事業(電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)

(我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等以外のものに対して行うことができる場合)

第四条 法第十二条第六項第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する出資等(以下「出資等」という。)の

うち、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う場合とする。

- 一 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
- 二 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する外国の法人
- 三 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人

- 2 法第十二条第六項第三号に規定する政令で定める場合は、船舶又は航空機を賃貸する事業に係るものである場合とする。

(開発途上地域以外の地域における事業に関して行うことができる業務)

第五条 法第十二条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十一条第三号に掲げる業務のうち、次に掲げる事業に係るものを行う場合
 - イ 原子力による発電に関する事業
 - ロ 鉄道(軌道を含む。以下この号において同じ。)に関する事業(主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。)
 - ハ 水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関する事業
 - ニ 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)を原材料とする燃料の製造に関する事業
 - ホ 再生可能エネルギー源(永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。)による発電に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
 - ヘ 変電、送電及び配電に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
 - ト 石炭による発電に関する事業(石炭の効率的な利用を行うものに限る。)
 - チ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業(石炭の効率的な利用を行うものに限る。)
 - リ 石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
 - ヌ ガスによる発電に関する事業(ガスの効率的な利用を行うものに限る。)
 - ル 電気又は熱の効率的な使用に関する事業(電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信

の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)

- ヲ インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
- ワ 航空機の整備、改造、販売及びリース取引に関する事業
- 二 法第十一条第三号に掲げる業務のうち、前条第一項各号に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴う出資等のために必要な資金の貸付けを行う場合

(剰余金のうち準備金として積み立てる額等)

第六条 法第三十一条第一項に規定する政令で定める基準により計算した額は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額とする。

- 2 法第三十一条第一項に規定する政令で定める額は、株式会社国際協力銀行(以下「会社」という。)の資本金の額に相当する額とする。

(国庫納付の手続)

第七条 会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、法第三十一条第一項の規定に基づいて計算した当該事業年度の国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の六月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

- 第八条 会社の国庫納付金については、法第三十一条第一項に規定する残余の額を一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額に応じて按分した額を、それぞれ一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。
- 2 前項に規定する出資の額は、同項に規定する残余の額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額(同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資の額の増加又は減少があったときは、当該増加又は減少のあった日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乘じて得た額に相当する額をそれぞれ加え、又は減じた額)とする。

(社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の認可)

第九条 会社は、法第三十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債の発行及び外国通貨長期借入金(同条第一項に規定する外国通貨長期借入金をいう。以下同じ。)の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣

- に提出しなければならない。
- 2 前項の基本方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 社債についての次に掲げる事項
 - イ 発行時期
 - ロ 発行金額
 - ハ 表示通貨
 - ニ 発行市場
 - ホ 利回り
 - ヘ その他財務大臣が定める事項
 - 二 外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項
 - イ 借入時期
 - ロ 借入金額
 - ハ 表示通貨
 - ニ 利率
 - ホ その他財務大臣が定める事項

(国内社債の発行の届出)

- 第十条 会社は、国内社債(会社の社債のうち我が国において発行するものをいう。以下この条において同じ。)の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国内社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。
- 一 調達した資金の使途
 - 二 名称
 - 三 発行の年月日
 - 四 発行総額
 - 五 各社債の金額
 - 六 利率
 - 七 償還の方法及び期限
 - 八 利息の支払の方法及び期限
 - 九 発行の価額
 - 十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定の適用があるときは、その旨
 - 十一 募集の方法
 - 十二 利回り
 - 十三 第二号から第十号までに掲げるもののほか、国内社債の社債券に記載した事項
 - 十四 その他財務大臣が定める事項

(国外社債の発行の届出)

- 第十一条 会社は、国外社債(会社の社債のうち我が国以外の地域において発行するものをいう。以下同じ。)の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国外社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。
- 一 前条第一号から第九号までに掲げる事項に相当する事項
 - 二 種類
 - 三 発行の方法
 - 四 表示通貨
 - 五 発行市場
 - 六 利回り
 - 七 第一号に掲げるもののほか、国外社債の社債券に記

載した事項

- 八 その他財務大臣が定める事項

(外国通貨長期借入金の借入れの届出)

- 第十一条の二 会社は、外国通貨長期借入金の借入れについて法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。
- 一 調達した資金の使途
 - 二 借入れの年月日
 - 三 借入金額
 - 四 表示通貨
 - 五 借入先
 - 六 利率
 - 七 償還の方法及び期限
 - 八 利息の支払の方法及び期限
 - 九 その他財務大臣が定める事項

(社債券の滅失等の場合の代わり社債券等の発行)

- 第十二条 法第三十三条第五項ただし書に規定する社債券の発行は、会社が、国外社債の社債券(以下この条において「国外社債券」という。)に限り行うものとする。
- 2 前項の国外社債券の発行は、国外社債券を盗取され、滅失し、又は紛失した者からその再交付の請求があった場合において、当該盗取、滅失又は紛失に係る国外社債券につき、会社が適当と認める者によるその番号の確認があり、かつ、その盗取され、滅失し、又は紛失した証拠の提出があったときに限り、することができる。この場合において、必要があるときは、会社は、当該盗取、滅失若しくは紛失に係る国外社債券に対し償還をし、又は消却のための買入れをしたときは会社が適当と認める者がその償還金額又は買入価額に相当する金額を会社に対し補てんすることとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。
- 第十三条 前条の規定は、法第三十五条第三項の規定により政府が保証契約をすることができる債務に係る社債券又はその利札の発行について準用する。この場合において、前条第一項中「第三十三条第五項」とあるのは「第三十五条第三項」と、「社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「社債券(以下「国外社債券」という。)」とあるのは「社債券若しくはその利札」と、同条第二項中「国外社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「国外社債券を」とあるのは「社債券又はその利札を」と、「国外社債券につき」とあるのは「社債券又はその利札につき」と、「国外社債券に対し」とあるのは「社債券に対し」と、「又は消却のための買入れ」とあるのは「若しくは消却のための買入れをし、又は当該盗取、滅失若しくは紛失に係る利札に対し利子の支払」と、「は会社」とあるのは「は会社及び保証人である政府」と、「又は買入価額」とあるのは「若しくは買入価額又は利子の支払金額」と読み替えるものとする。

(国外社債及び外国通貨長期借入金に係る政府の保証に関する事務の取扱い)

第十四条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項若しくは第三項又は法第三十五条の規定により、政府が国外社債又は外国通貨長期借入金に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、本邦又は外国において銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。附則第六条第三項において同じ。)、信託業(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。附則第六条第三項において同じ。))又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。附則第六条第三項において同じ。))を行う者であって、財務大臣が指定するものを財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。

(財務省令への委任)

第十五条 第十一条から前条までに定めるもののほか、国外社債及び外国通貨長期借入金に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(内閣総理大臣への権限の委任)

第十六条 法第三十九条第一項の規定による財務大臣の立入検査の権限のうち会社の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、財務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第十七条 法第四十条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第三十九条第一項の規定による立入検査

二 法第四十条第二項の規定による報告

2 前項第一号の規定による権限で会社の本店以外の支店その他の施設又は法第三十九条第一項の受託法人の事務所その他の施設(以下この条において「会社の支店等」という。))に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該会社の支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により会社の支店等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、会社の本店又は当該会社の支店等以外の会社の支店等に対する立入検査の必要を認めたときは、当該立入検査を行うことができる。

株式会社国際協力銀行法施行規則

(平成二十四年三月二十六日財務省令第十四号、最終改正：平成二十八年五月十八日財務省令第四十九号)

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法(以下「法」という。)及び株式会社国際協力銀行法施行令(平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 貸付債権等 貸付債権、法第二条第九号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。
- 二 クレジットデリバティブ取引 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた者の信用状態に係る事由が発生した場合において、相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権等を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引をいう。

(法第二条第四号の財務省令で定める法人)

第二条 法第二条第四号の財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもって貸付債権等を取得し、当該貸付債権等の管理及び処分により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。)
- 二 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもってクレジットデリバティブ取引を行い、当該クレジットデリバティブ取引により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者

(法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの)

第二条の二 法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち貸付けと同視すべきものとする。

(法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の三 法第十二条第一項第一号の財務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利子と同視すべきものとする。

(法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の四 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち貸付金と同視すべきものとする。

(法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するもの)

第二条の五 法第十三条第一項第二号の財務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭に係る割合のうち利率と同視すべきものとする。

(法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人)

第三条 法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる金融機関
 - イ 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行
 - ロ 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
 - ハ 信用金庫及び信用金庫連合会
 - ニ 信用協同組合及び信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。)
 - ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
 - ヘ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
 - ト 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
 - チ 農林中央金庫
 - リ 保険会社
 - ヌ 株式会社商工組合中央金庫
 - ル 株式会社日本政策投資銀行
 - ヲ 地方公共団体金融機構
 - ワ 株式会社日本政策金融公庫
 - カ 外国金融機関等
- 二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律

第百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社(以下「債権回収会社」という。)及び外国の法令に準拠して外国において債権管理回収業に類似する業務を営む者(債権回収会社を除く。)

- 三 法第十二条第九項第三号に規定する金銭債権を譲渡した我が国の法人等又は出資外国法人等
- 四 次に掲げる要件を満たす法人
 - イ 農林漁業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
 - ロ 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者(以下「貸金業者」という。)であること。
 - ハ 資本金の額が五億円以上であること。
- 五 次に掲げる要件を満たす法人
 - イ 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
 - ロ 貸金業者であること。
 - ハ 資本金の額が五億円以上であること。

(法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するもの)

第三条の二 法第十六条第二項の財務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利息と同視すべきものとする。

(法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するもの)

第三条の三 法第十六条第二項の財務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち借入金と同視すべきものとする。

(決算報告書等の閲覧期間)

第四条 法第二十七条第三項に規定する財務省令で定める期間は、五年間とする。

(予算の繰越し)

第五条 法第三十条第二項の規定により支出予算の繰越しについての財務大臣の承認を受けようとするときは、翌事業年度の四月三十日までに、繰越計算書を財務大臣に送付しなければならない。

- 2 前項の繰越計算書は、法第二十条第一項の規定により通知された支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに繰越しを必要とする事由
 - 二 前号の経費の予算現額のうち支払済みとなった額及び当該事業年度内に支払うべき額
 - 三 第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度に繰越しを必要とする額
 - 四 第一号の経費の予算現額のうち不用となるべき額

- 3 第一項の繰越計算書には、参考となる書類を添付しなければならない。

(法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するもの)

第五条の二 法第三十三条第一項の財務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借入れと同視すべきものとする。

(法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するもの)

第五条の三 法第三十三条第一項の財務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち短期借入金と同視すべきものとする。

(法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するもの)

第五条の四 法第三十三条第二項の財務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借換えと同視すべきものとする。

(余裕金の運用)

第六条 法第三十六条第七号の財務省令で定める方法は、法第三十三条に規定する借入金のうち外貨資金の借入れ、令第十一条に規定する国外社債の発行又は外貨通貨を対価とする本邦通貨の売却により調達した資金に係る業務上の余裕金については、次に掲げるものとする。

- 一 外国政府の発行する有価証券で外国通貨をもって表示されるもの
- 二 宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち預金と同視すべきもの

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(貸付金及び利率の定義に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日から株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十一号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日までの間におけるこの省令による改正後の株式会社国際協力銀行法施行規則(以下「新施行規則」という。)第二条の四及び第二条の五の規定の適用については、新施行規則第二条の四及び第二条の五(いずれも見出しを含む。)中「法第十三条第一項第二号」とあるのは「法第十三条第二項」とする。

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- 第1条 本行は、取締役及び職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下「法令等」という。)に適合することを確保するため、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、これらの内部規程を本行の取締役及び職員に周知する。
- 2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。
- 3 本行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
- 4 本行は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- 5 本行は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- 6 本行は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- 第2条 本行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の本行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。
- 2 本行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。
- 3 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- 第3条 本行は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 本行は、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- 3 本行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努める。
- 4 本行は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- 第4条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。
- 2 本行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の

- 決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
- 3 本行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
- 4 本行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

- 第5条 本行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。
- 2 本行は、内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。
- 3 本行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
- 4 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。
- 5 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- 6 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

- 第6条 本行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。
- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項)

- 第7条 本行は、監査役の職務を補助する職員(以下「監査役室職員」という)の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。
- 2 本行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、本行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。
- (1) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること
 - (2) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと
 - (3) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること
 - (4) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと
 - (5) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務

を補助する業務を常に優先すること

- (6) 常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

- 第8条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。
- 2 取締役及び職員は、本行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。
- 3 本行は、前項に基づき報告を行った取締役及び職員に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- 第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断した

ときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

- 2 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることも、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

- 第10条 監査役が、前条の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は本行が負担する。

6 セキュリティポリシーについて

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって当行の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行います。

基本理念

当行は、関係法令及び関連規程の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
- (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討した上で、付与すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施に当たっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
 - イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
 - ロ 必要かつ十分で、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、当行では、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点からこれらを分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

情報資産の管理体制

当行では、情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

個人情報の保護

当行では、個人情報の取扱いに関する基本方針(プライバ

シーポリシー)を定めこれを公表した上で、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

顧客情報の保護

当行は、お客様の保護及び利便の向上のための基本方針を定め、当該方針に基づき、お客様に関する情報の保護及び管理を適切に行います。

情報資産管理に関する教育

当行は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規程の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないよう、必要な教育を行います。

業務の外部委託

当行は、業務の委託等により、当行の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

情報資産に係る事故への対応

当行は、個人情報又は顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。

評価・見直し

当行は、関係する法令の制定又は改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化並びに組織、業務内容等の変更、当行の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、本ポリシーの評価・見直しを行います。

株式会社国際協力銀行（以下「当行」といいます。）は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得るべき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

- 1 当行は、お客さまへの取引や商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
- 2 当行は、お客さまからの相談等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応してまいります。
- 3 当行は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
- 4 当行は、当行が行う業務を外部業者に委託するにあつ

ては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。

※本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。

- (1) 当行の業務を利用していただいている方
- (2) 当行の業務を利用されていた方
- (3) 当行の業務に関し当行と取引関係に入る可能性のある方

※当行においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社国際協力銀行法（平成23年5月2日法律第39号）第11条及び当行が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

株式会社国際協力銀行（以下「当行」といいます。）及び当行の子金融機関等（以下総称して「当行グループ」といいます。）は、金融商品取引法に従い、利益相反管理方針を策定の上、お客さまの利益を不当に害することがないように、利益相反の恐れのある取引を適切に管理してまいります。

当行グループにおける利益相反管理方針の概要を、以下のとおり公表いたします。

1. 利益相反の恐れのある取引の特定

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反の恐れのある取引」とは、①当行グループとお客さまの間の利益が対立又は競合する場合、又は②当行グループの複数のお客さま間の利益が対立又は競合する場合において、お客さまの利益が不当に害される取引（以下「対象取引」といいます。）です。

(2) お客さまの範囲

本方針の対象となる「お客さま」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」を利用している相手方、当該業務を利用していた相手方及び当該業務に関し取引関係に入る可能性のある相手方をいいます。

「金融商品関連業務」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2に規定する業務をいいます。

2. 利益相反管理の対応を要する会社

1. (1)のとおり、対象取引は、当行グループ（当行及び当行の子金融機関等）が行う取引であり、「当行の子金融機関等」と

は、当行の子会社又は関連会社のうち、金融商品取引法第36条第5項に該当する者をいいます。平成28年3月31日現在、次の会社が当行の子金融機関等に該当します。

- ・ IFC Capitalization (Equity) Fund, L.P.
- ・ Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited

3. 利益相反の恐れのある取引の管理方法

当行グループは、お客さまとの取引における利益相反の状況を把握し、以下の方法等により状況に応じた対応を実施いたします。

- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該お客さまとの取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法
- その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反の管理体制

当行グループでは、利益相反を管理・統括する部署を設置し、利益相反を一元的に管理いたします。

また、利益相反の管理に関する法令その他の規範を遵守し、態勢整備を継続的に行ってまいります。

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取扱い、保護することが当行のお客さまに対する責務であると考えています。

当行では、お客さまの個人情報を保護するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独法等個人情報保護法」といいます。)、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

個人情報の取得

当行は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ当行の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

個人情報の利用

当行は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

1. 出融資・保証業務及び関連する業務に係る審査・調査(又はそれらに附随する業務)
2. 当行との契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
3. 「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号)等の法令に基づくご本人さまの確認
4. 当行が開催するセミナー等イベントのご案内
5. 当行関連資料等の送付
6. アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
7. ご質問・お問合せ、当行からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

個人情報の第三者提供

当行は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

1. 法令に基づく場合
2. 利用目的の範囲内で提供する場合
3. お客さまの事前の同意を得ている場合
4. 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合
5. 統計の作成又は学術研究の目的の場合
6. 明らかにお客さまの利益になる場合、その他個人情報を提供することについて特別な理由がある場合

業務委託

当行の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が適切になされていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

個人情報の管理

1. 当行は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。
2. 当行は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
3. 当行は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査・点検を実施します。

個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、当行が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」といいます。)を希望される場合は、独法等個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取扱います。

なお、独法等個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、本店及び西日本オフィスの情報公開・個人情報保護窓口にご相談ください。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

当行におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、本店及び西日本オフィスの情報公開・個人情報保護窓口にご相談ください。

継続的な改善

当行は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行ってまいります。

当行では、個人番号及び個人番号をその内容を含む個人情報(以下「特定個人情報」といい、個人番号と特定個人情報を総称して「特定個人情報等」といいます。)の安全管理に関する基本方針を別途策定しております。本プライバシーポリシーにおける「個人情報」には特定個人情報は含めておりません。なお、当行がお客さまの特定個人情報等を取得することは、想定しておりません。

情報公開・個人情報保護の窓口

国際協力銀行では、情報公開法・個人情報保護法に基づく開示請求等については、本店の情報公開・個人情報保護窓口で受け付けます(直接窓口による受け付けまたは郵送による受け付け)。直接窓口にご来店される場合は、本店情報公開・個人情報保護窓口にお越しください。

所在地：〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号
企画・管理部門

経営企画部報道課(情報公開・個人情報保護窓口)

電話番号：03-5218-3100

開設時間：月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

午前9時30分～午後5時まで

(正午から午後1時までの間を除く)

なお、情報公開・個人情報保護制度については、西日本オフィスでもご相談いただけます。

特定個人情報等の保護に関する考え方

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)に定められた事務において特定個人情報等を取り扱います。番号法においては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独法等個人情報保護法」といいます。)に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、役職員に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱います。

特定個人情報等の保護方針

個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」といいます。)を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱います。

(法令遵守)

1. 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等(注)を遵守します。
(注)法令等には次のものを含みます。
 - 番号法
 - 独法等個人情報保護法等関連法令
 - 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年 特定個人情報保護委員会告示第6号)
 - 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(平成16年9月14日付総管情第85号総務省行政管理局長通知、一部改正 平成27年8月25日付総管管第71号)

(安全管理措置)

2. 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

(適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止)

3. 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

(委託・再委託)

4. 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含みます。)において、番号法に基づき当行自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(継続的改善)

5. 特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

お問い合わせ

当行における特定個人情報等の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、本店及び西日本オフィスの情報公開・個人情報保護窓口にご相談ください。

JBIC 本店、西日本オフィスへのアクセス

JBIC本店

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号

TEL: 03-5218-3100

FAX: 03-5218-3955

東京メトロ東西線竹橋駅下車出口3b

東京メトロ大手町駅より徒歩5分



西日本オフィス

〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2丁目3番5号

梅新第一生命ビルディング10階

TEL: 06-6311-2520

FAX: 06-6311-2529

JR大阪駅より徒歩6分、阪神・阪急梅田駅より徒歩5分
地下鉄谷町線東梅田駅、JR東西線北新地駅より徒歩3分



株式会社国際協力銀行

企画・管理部門 経営企画部 報道課

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号

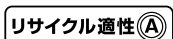
TEL: 03-5218-3100

ウェブサイト

<http://www.jbic.go.jp/ja/>

Facebook

<http://www.facebook.com/JBIC.Japan>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

●この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

環境に配慮した植物油インキを使用しています。

